

「三番瀬の再生事業に係る基礎的な調査」説明会
議事録

平成16年10月26日

三番瀬再生推進室

司会

.....ご注意いただく事項について申し上げたいと存じます。

1点目として、会場内は禁煙でございますので、ご遠慮願いたいと思います。

それから、携帯電話でございますけれども、会議中に呼出し音が鳴らないように、マナーモードにセットしていただくようお願い申し上げます。

3点目としまして、会場内で不審物等を発見した場合には、手を触れずに、近くの係員にご連絡いただきたいと思います。

また、席を離れる場合は、特に貴重品は携帯されるようお願いいたします。

4点目としまして、会議中は、ほかの傍聴者に迷惑をかける行為はご遠慮願いたいと思います。大声を上げるなど会議の進行を妨害するようなことは行なわないでいただきたいと思います。

最後に、本日、皆様が発言される内容は後日議事録としてホームページに掲載いたす予定でございます。個人及び団体を誹謗中傷するような発言は行わないようお願い申し上げます。

以上でございます。

それでは、定刻になりましたので、ただいまから三番瀬の再生事業に係る基礎的な調査の説明会を開催したいと存じます。

本日の司会は、私、千葉県企画調整課三番瀬再生推進室の星と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

開会にあたりまして、千葉県総合企画部の参事でございます高柳から、一言、ごあいさつを申し上げます。

県（総合企画部参事）

皆さん、こんにちはと言いますか、大変暗くなってきたので、こんばんはの時刻になるかと思いますが、本当にお忙しい中、お仕事が終わってお疲れのところ、また、きょうは生憎の雨で足元の悪い中、このようにお集まりいただきまして大変ありがとうございます。広い意味での三番瀬再生の取り組みにご理解、ご協力を賜っておりますことを、この場を借りて改めて御礼申し上げたいと思います。

まず、私からきょうの説明会の趣旨等についてお話をさせていただきたいと思います。皆様ご案内のように、県ではことしの8月31日、それから、9月24日と、2回にわたりまして、仮称「三番瀬再生会議」の準備会を開催させていただいたところでございます。それで、早期にこの再生会議を開催するようにとの意見を頂戴したところでございます。現在、県では再生会議の立ち上げに向けての準備を進めているところでございますが、あわせて三番瀬再生計画検討会議、いわゆる円卓会議から提示されました三番瀬再生計画案を受けまして、県の三番瀬再生計画の策定を進めているところでございます。しかしながら、再生計画案の中で提案されております再生事業のうち、緊急性あるいは継続性が求められている事業につきましては、調査が必要かと考えているところでございます。特に、季節ごとの調査などデータ収集に時間を要する基礎的な調査につきましては、早期の着手が必要であると考えているところでございます。

本日、ご説明いたします調査につきましては、本来であれば三番瀬再生会議を立ち上げまして、再生会議のご

意見をお聞きし、着手すべきところでございますが、再生事業の基礎的な調査につきましては、本日こうしてお集まりいただいておりますけれども、広く県民の皆様、あるいは、漁業関係者並びに環境NPO等々、多くの関係者の方々に事前にご説明をした後、着手したいと考えております。

もちろん、この説明会を行って調査を実施し、その調査を行うことによって直ちに再生事業そのものの工事等に着手するというものではございません。また、再生会議が立ち上がったときには、きょうご説明いたします調査内容等につきましても、改めてご説明をし、そこでご意見をお聞きするという予定で考えているところでございます。このようなことから、県民の皆様あるいは漁業関係者、環境NPO等々、多くの関係者の皆様に対しまして、基礎的な調査につきまして、この説明会を公開で開催させていただいた次第でございます。

本日の説明会の開催趣旨につきましては、以上申し上げたとおりでございますので、よろしくご理解のほどをお願い申し上げたいと思います。従前の公共事業等の調査につきまして、このような形で公開で説明会を開くということは極めて稀かと思っておりますけれども、この三番瀬の再生につきましては、立ち上がりから県民の皆様と共同で進めていくというスタンスでこれまでできております。そういう関係からこのような説明会を開いているわけでございます。三番瀬の再生につきましては大変息の長い取り組みになろうかと思っておりますけれども、皆様方と共同で進めてまいりたいと考えておりますので、今後ともご理解、ご協力のほどをお願いいたしまして、簡単ではございますが、趣旨説明並びにごあいさつとさせていただきます。

本日はどうもありがとうございました。

司会

それでは、会議次第に従いまして、お手元の配布資料に基づいて順次説明させていただきます。

まず最初に、本日の説明会の全体を説明させていただきます。その後、各調査について県の担当課からご説明をさせていただきます。

各調査をすべて説明し終わった後にご意見、ご質問をいただきたいと存じますので、よろしくお願ひしたいと思います。

それでは、まず全体の説明でございますけれども、趣旨説明、全体の説明を、県三番瀬再生推進室の北田から説明させていただきます。

会場(A)

申しわけないんですけれども、きょうの説明会の趣旨についてお話を聞いたんですが、この説明をきいて、ご案内によれば工事とかではなくて、説明を主として申し上げると。今の参事のお話では、説明をしたからといってすぐ工事に入るわけではないんだが、この調査については説明の後、調査に入るとのお話でしたので、そういう意味では単に私たちが説明を聞いて、それで了解をするということは我々は承知できないと思います。

この間、準備会を終わりにして、本番の再生会議の立ち上げ、一月間ぐらいたっておりますけれども、本来、再生会議で重要な問題を、調査についても基礎的な調査といたしまして、再生会議の中で論議をすべきだと。円

卓会議の中でも、また、計画案の中でも、その点については慎重に再三繰り返し述べられていることなのです。特に、今お話の塩浜護岸関係の問題につきましては、これは保全の場所でございます、そこについての基礎的な調査がほとんど行われていないのが事実です。そういったことなので、先ほどの趣旨について若干疑問がありますので、ご説明に入る前にお聞きしたいと考えます。

以上です。

司会

それでは、説明をさせていただきます。先ほど言いましたように、まず一通り説明した後に、ご意見、ご質問等いただければと思っていますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

それでは、全体の説明を、三番瀬再生推進室の北田から説明させていただきます。

県（総合企画部企画調整課三番瀬再生推進室）

三番瀬再生推進室の北田でございます。

お手元に配布させていただきました本日の資料の「次第」のページをめくっていただきまして、1ページ目、平成16年度調査事業の概要ということで、1つは県が実施する調査事業、もう1つが市民提案の調査、この2つがございます。

1の県が実施する調査事業について説明させていただきます。これは、3つほどございまして、1の三番瀬漁場再生調査事業。内容といたしましては、三番瀬を優良な漁場に再生するため必要な調査を実施するものでございます。調査の内容といたしましては、1番目がアオサの調査、2番目、アサリの調査、3番目、藻場造成調査でございます。

大きな2点目の市川海岸塩浜地先護岸改修に係る調査でございますが、平成16年度において環境影響調査などを実施するものでございます。

3つ目といたしまして、三番瀬の自然環境の科学的な情報の集積事業でございます。この中身は2つに分かれておりまして、1つが三番瀬の継続的な観測記録調査、いわゆるモニタリング調査でございまして、鳥類や海生生物などの自然環境を県民主体でモニタリングするというものでございます。2つ目が自然環境のデータベースの構築でございまして、再生事業の評価を行うために必要な鳥類や海生生物等の過去に行った調査のデータを含めたデータベースを構築したいというものでございます。

2の市民提案の調査について説明させていただきます。三番瀬の市民参加による現地調査事業ということでございます。市民参加の現地調査を希望されているというお話を伺っておりますので、環境NPOの意向に沿った市民調査を企画し、学識経験者にも参加をお願いいたしまして、市民がだれでも参加できる調査を実施したいと思っております。この調査結果につきましては、今、ご説明いたしました自然環境のデータベースのデータとしても活用するというのもあわせて検討していきたいということでございます。

16年度の調査事業の概要について説明をこれで終わらせていただきます。

司会

それでは、次に2ページからの三番瀬漁場再生調査事業につきまして、県水産局の漁業資源課の目黒主幹から説明をお願いいたします。

県（水産局漁業資源課）

漁業資源課の目黒といたします。

先ほどの一括説明の中にありましたように、漁場再生調査ですけれども、2ページと3ページでございます。

それでは、平成16年度三番瀬漁場再生調査事業についてご説明いたします。2ページに調査の概要を、3ページに三番瀬の調査点図を載せてあります。

趣旨といたしましては、三番瀬を優良な漁場として再生するため必要な調査を実施します。

これは3つの調査項目からなっております。

まず1つ目はアオサ調査です。三番瀬において操業及び資源の再生産に支障があるアオサの種類ごとの発生量を把握し、効果的に回収・処理、有効活用できるシステムを構築するために必要な調査を行うものです。

2つ目はアサリ調査です。冬季のアサリ大量減耗の主因の一つと考えられている強い波浪を軽減するための施設を実際にアサリ漁場内に設置し、波浪の減耗と砂面変動つまり砂の移動ですね、砂の移動の実態を把握するとともに、実証施設、実際にはノリ支柱柵による保護効果を確認するための調査を行うものです。

3つ目は藻場造成調査です。これはアマモ等による藻場造成の効率的手法を開発するために必要な調査を行うものです。

次に、具体的な調査内容といたしましては、1つ目のアオサの発生量調査ですが、3ページに印が打ってあるところの1番から19番の調査地点で、アオサの種類ごと、あるいは、場所ごとの発生量を把握する調査を実施します。2つ目は、効率的な回収手法の検討、回収時期の検討です。3つ目は、マリンサイレージ化試験と申しまして、これはアオサを有効活用するために発酵によるアオサの微細化餌料化試験です。事業化したアオサはアサリ稚貝の初期餌料として給餌試験を実施します。アサリの餌として与えるという実験でございます。

2つ目として、アサリ調査の波浪減衰区生残試験です。波浪減衰によるアサリの減耗防止効果調査として、3ページに船橋寄りに印があると思いますが、ここにノリの支柱柵を、38メートルの80メートル四角のものを設置しまして、実験区域内あるいは区域外で定期的にあサリの生残分布状況を把握し、実証施設による保護効果を確認する調査を実施します。

次に、波高観測ですけれども、今、お話のありました地先の調査地点で沖側と岸側に各1台ずつ波高計を設置しまして、12月から1月にかけて45日間の24時間連続観測により波浪の減衰と砂の移動の実態を把握しまして、それらの関係について考察します。

3つ目として、藻場造成調査ですが、この中の生息環境調査。先ほどのアオサの印の1番から19番の調査点

で水温、光量、あるいは、塩分の調査を毎月1回ずつ実施します。次に、アマモ移植・播種試験と言います。これが市川側2カ所、船橋側3カ所。3ページの図で見ると、印の点でございます。この5カ所の試験区にアマモを移植します。また、播種、種を播く試験を11月以降、同じ試験区で実施します。移植あるいは種蒔きした後の生育状況あるいは成長、または生残状況について追跡調査をダイバーによる観測調査から毎月実施いたします。

3番目は、アマモの種苗育成試験ということで、アマモの未熟の種を採取いたしまして、それを水槽に入れて培養し、成熟した種を採取します。さらに、屋外で培養・育成し、播種試験、培養試験に使用します。

以上のような調査を予定して、実際に進めております。

以上、平成16年度三番瀬漁場再生調査事業として実施しておりますが、この調査は水産研究センターで実施しております。

以上で説明を終わります。

司会

続きまして、4ページ、市川海岸塩浜地先護岸改修に係る調査、県の県土整備部河川管理課の安田副主幹からお願いします。

県（県土整備部河川環境課）

皆さん、こんばんは、県土整備部河川環境課の安田と申します。塩浜の護岸の関係につきましては、県土整備部河川計画課、河川環境課の両課で対応していきたいということで、私、代表して説明させていただきます。

資料の4ページに基づきまして説明させていただきます。まず、調査の概要でございますが、市川の塩浜護岸は老朽化と沈下が著しく早急に改修する必要があるということから、護岸設計に必要な基礎データである深淺測量、地質調査、環境基礎調査に着手したいと考えております。

2番目といたしまして、調査の内容でございます。1つ目の深淺測量でございますが、海底の起伏によって生息する生物が異なることから、水深、海底の地形の高さを測量するというのが主な内容でございます。このほかに、これから皆さんにいろいろ検討していただく資料といたしましては、塩浜2丁目、3丁目の地形がわかるような平面の測量、あるいは、高さを測るための水準測量、あるいは、海底の地形を測る深淺測量、このような測量を前もってやりたいということでございます。

それから、地域でございますが、浦安市の入船地区から塩浜2丁目から3丁目にかけての、塩浜2丁目、3丁目はトータルで約1,700メートルございますが、浦安市の入船地区も含めまして2.4キロメートルの範囲の測量を行いたいと考えております。陸域は既設の護岸の背後にございます管理道路の幅、そして、海側は既設の護岸から海側に約50メートルの幅、こんな幅で現地の測量をやりたいと考えているところでございます。

2つ目といたしまして、地質調査でございます。海と陸との連続性の確保を考慮して透水性などを検討するためにボーリングによって地下水と地質構成を把握するというふうに記述しております。もう少し具体的に申しま

すと、皆様もボーリングというのはご存じかと思えますけれども、機械によって地面の中に、今回は116ミリの口径の穴を掘っていきまして、地下水の高さ、地下水の位置、それから、土の層の構成、あるいは、土の強さなどをつかんでいきたいと考えております。

ボーリング地質調査の箇所等でございますが、現在のところ陸上等におきまして2カ所、塩浜2丁目の背後で1カ所、3丁目の背後、管理用通路のあたりでそれぞれ1カ所ずつ、あと、管理用道路でございますが、塩浜2丁目におきまして2カ所、3丁目におきまして2カ所、海上におきましては4カ所の地質調査を行いたいと考えております。調査する場所あるいは方法でございますが、既設の護岸から4メートル角ぐらいの足場を海の方に張り出しまして、下からは足場等で支えるわけでございますけれども、そこに機械をつけまして、ボーリングしたいと。海の中をそのように調べる、と考えているところでございます。

続きまして、3つ目は環境基礎調査でございます。大きく分けまして2つございますが、1つ目は生物の調査でございます。貝類やイソギンチャク、ゴカイなどの底生生物、それから、既設の護岸に付着しているフジツボなどの付着生物について調査をしたいと考えております。

調査する区域でございますが、浦安市の入船地先の猫実川の河口は既に過去の調査でも調査されているポイントがございますので、そのポイントも改めて調査したいと考えております。それから、2丁目から3丁目にかけての1,700メートルの区間において、全体的に検討していくわけでございますけれども、おおむね5つぐらいの海に向かう側線を決定して、その中で護岸の際とか、零の掘れているところ、あるいは、底質が一定しているようなところ、それぞれ測量面から検討をいたしまして、おおむね20点程度の底生生物等の調査をやりたいと考えております。それから、大型生物の調査につきましても、潜水して観察調査をやりたいと考えております。

3番目の調査の時期でございますけれども、この調査を進めていくにあたりましては、海上での作業になるということもございますので、関係機関との調整が整い次第、11月の早い時期に調査に入りたいと考えております。

先ほど生物の調査の時期で言い忘れましたが、生物調査につきましては、平成16年度内の秋の調査と冬の調査、2回の調査をやりたいと考えております。もう10月の末になっておりますので、先生方には遅くとも11月には秋調査をすべきだというご指導をいただいておりますので、11月の後半で生物調査ができればと考えている次第でございます。

4番目の調査箇所でございますが、先ほど申しましたように、浦安市の入船地区から市川市塩浜2丁目、3丁目にかけての護岸の範囲と、護岸からおおむね右側へ50メートルの海域の範囲、この区域について調査をしたいということでございます。護岸の面といたしましては、その他でございますが、環境基礎調査のうち、生物調査につきましては、具体的な調査の時期や方法などについて資料が整い次第、県庁のホームページ等で皆様にお知らせしたいと考えております。よろしくお願いたします。

司会

続きまして、4になりますけれども自然環境の科学的な情報の集積事業について、それから、その後の市民参加による現地調査事業につきまして、先ほど説明しました北田から説明させていただきます。

県（三番瀬再生推進室）

それでは、5ページの資料3をお開きいただきしたいと思います。三番瀬の自然環境の科学的な情報の集積事業について説明させていただきます。

目的でございますけれども、三番瀬の自然環境の科学的な情報の集積事業については、自然環境のデータベースの構築や、継続的な観測記録等、いわゆるモニタリングによりまして、三番瀬の自然環境についての知見を集積いたしまして、三番瀬の再生を科学的に支える事業として実施したいと考えております。

事業の内容は2つほどございまして、1つは三番瀬の継続的な観測記録調査、いわゆるモニタリング、もう1つが自然環境のデータベースの構築でございます。それぞれの概要につきましては、別紙1、別紙2を用いて説明させていただきます。

事業手法でございますが、モニタリングについては、昨年度も、NPOの皆様方にモニタリングのマニュアルをつくっていただくということで一度ご相談させていただいて、実施した事業の本年度版でございます。事業の実施を希望するNPOの方を公募で募集いたしまして、選定して決めさせていただくと。その選定の方法につきましては、学識経験者などにより構成されます選定委員会を、昨年も設置いたしましたけれども、本年度も同様に設置いたしまして、選定させていただきたいと考えております。

自然環境のデータベースの構築につきましても、学識経験者の助言を受けながら、委託事業という形で進めさせていただきたいと考えております。データベースの活用方法につきましては、（仮称）三番瀬再生会議の下部組織として評価委員会を設置したいということで、皆様方にもご説明していると思っておりますけれども、この評価委員会及び一般県民への情報提供といったものが主な使い方になると考えております。

事業スケジュールでございますけれども、モニタリングにつきましては、今後11月から12月に向けて事業実施の公募を行い、12月中に委託事業者の選定、12月から3月、事業実施。自然環境データベースの構築につきましても、11月から12月にかけて事業委託の手続きを行い、12月から3月に向けて事業を実施したいと考えております。

モニタリングとデータベースの構築についてさらに細かくご説明させていただきたいと思っております。1枚めくっていただきまして、6ページ、別紙1、三番瀬環境モニタリング調査、NPO委託事業でございます。これにつきましては、三番瀬の環境の変化をモニタリングするため、三番瀬を生息域とする鳥類、海生生物等を対象とした生息状況などの調査を県民主体で行いたいと考えております。実施方法につきましては、先ほどご説明いたしましたが、前年度、NPOに委託してつくっていただきました鳥類の調査マニュアルに基づいた三番瀬の環境モニタリング調査を公募により募集したNPOの方々に委託をして行っていきたいと考えております。

昨年度は、先ほど申し上げましたけれども、鳥類についてマニュアルをつくっていただきました。それ以外の対象生物につきましても、希望されるNPOの方がいらっしゃいましたら、調査マニュアルを作成するための委託を考えております。なお、調査の精度を上げるために専門家による指導が受けられるような仕組みもあわせて考えていきたいと考えております。

事業内容でございますが、今お話ししました のところが三番瀬に生息する鳥類、底生生物等の生息状況のモニタリング調査でございます。2番目といたしまして、審査会を設置し、3番目、専門家による指導体制の確立というようなことでございます。下に図がかいてございますように、私ども千葉県から公募による委託事業者を募集いたしまして、審査会で委託者の選択をしていただきまして、対象者を決めると。そこに委託いたしまして、調査結果については専門家とご相談をしながら、評価・助言・指導を受けながら決めていきたいと考えております。

それから、7ページの別紙2、三番瀬の自然環境データベース構築事業についてご説明させていただきます。目的といたしましては、三番瀬の自然環境の再生事業を行うにあたりまして、NPOや県による自然環境の継続的なモニタリングを行いながら、その結果を迅速に評価し事業に反映していくといった順応的な管理が求められているのは、皆さんご承知のとおりかと思っております。そのため、今後実施する自然環境のモニタリングについては専門家による提案を行っております。これは、昨年度まとめていただきました三番瀬の自然環境の総合解析という報告書の中に既にご提案がございますけれども、専門家からも提案が行われておりまして、その結果を評価するために必要な過去の調査データを含めたデータベースを構築いたしまして、結果の評価を迅速に行えるようにしたいということがこの事業の趣旨でございます。

内容といたしましては、過去の調査データ、対象とするデータは3番に書いてございますように魚類の種類、底質環境、底生生物、鳥類、地形及び水質調査など、これまで県が行いました調査結果がございます。それから、今お話ししましたように、NPOの方々に委託という形で調査をしていただきますデータもこの中に入れたいと考えております。こういった過去のデータをデータベースということで一元管理するという形で考えております。

具体的な内容といたしましては、2の(1)にございますように、過去に行った調査結果の電子ファイル、過去の調査データを電子ファイル化しておりますので、こういったものの解析を行う。さらに、今後の使用に備えて機能の追加等、データを運用していきたいということで、データベースの構築を進めたいと考えております。

それから、8ページをお開きください。これは今までのものとはちょっと違うんですが、資料4、「三番瀬の市民参加による現地調査事業の実施について」でございます。これは当初考えていたものではございませんけれども、今まで、今年皆様方と意見交換をさせていただいた中で、三番瀬の市民参加による現地調査事業といったようなものを考えてほしいというご要望がございましたので、市民参加による現地調査事業というものを考えさせていただきました。三番瀬の再生を市民レベルでする必要のある事業という形で位置づけまして、学識経験者にもご協力をお願いいたしまして、市民、学識経験者、環境NPOが共同して進めたいと考えております。

事業内容でございますが、市民参加型の調査として希望する現地調査を、環境NPOの方、または市民と意見交換を行いながら、具体的な調査計画を決めていきたいと考えております。市民参加による現地調査の実施について、今お話ししたとおり意見交換を行い、県といたしましては、三番瀬市民参加による環境調査事業、また、手順を9ページでご説明いたしますが、これに沿って学識経験者にもご協力をいただきながら進めていきたいと。

事業スケジュールといたしましては、11月に皆様方と意見交換をし、11月から12月にかけて調査計画を取りま

とめ、具体的な調査は冬場になりますが、12月から2月にかけて実施、3月、その結果をまとめ、公表という形で考えております。

その他のところに書いてございますが、市民またはNPO自らが三番瀬のモニタリングを実施したいということをご希望される場合は、先ほどご説明いたしましたモニタリングの事業を活用していただきたいと考えています。

具体的な進め方といたしましては、9ページをお開きいただきたいと思います。「三番瀬市民参加による現地調査事業について」、これはあくまでも案でございますけれども、事前説明をまずさせていただくと。次に、環境NPOの皆様方に事業内容について事前説明を行うとともに、主体的に調査計画案をまとめる者を決めさせていただきたいといふふうに考えております。調査計画案をつくっていただくと。市民・環境NPOの皆様方が自ら希望する調査内容を調査計画として案をつくっていただく。

その案をもとに、3番にございますように、学識経験者への協力要請ということで、県といたしましては、市民参加による現地調査事業の実施に必要な学識経験者、例えば底生生物のご専門の方、ご希望があれば鳥類のご専門の方、それぞれの学識経験者に協力要請を行います。

調査計画のまとめということで、県といたしましては、市民・環境NPOの方々ご希望する調査内容を、専門分野とする学識経験者とも調査内容についてご相談させていただき、場合によっては市民・環境NPOの方々学識経験者との意見交換会を開き、調査結果を決めたいと考えております。

5番といたしまして、調査内容の候補ということで、計画内容の候補といたしまして、県はまとまった調査結果に基づき実施する現地調査につきまして、私どものホームページなどを使いまして、広く周知をしたいと考えております。具体的な現地調査の実施でございますけれども、この調査計画に基づき調査を開始したいと考えております。この最後に、その分野の学識経験者にも参加していただきまして、現地で直接指導を受けるといふことも考えております。

7番目でございますが、調査結果のとりまとめですが、市民・環境NPOの方々調査結果について学識経験者の指導を受けながらまとめていきたいと考えております。その結果は、調査結果ということで報告していきたい。こういうふうな手順で市民参加による環境調査事業を考えております。

以上でございます。

司会

以上で説明を終わらせていただきたいと思います。

ここで、会場からご意見、ご質問がありましたら、お受けしたいと存じます。よろしくお願ひいたします。

会場（B）

千葉市から参りましたBでございます。全体の方向としてはおおむね満足している方向に行こうとしているように感じましたが、若干お尋ねいたします。

県の事業というのは単年度計画ということになるんだろうと思います。それでみんな3月に終わるようになって

ていますけれども、それでは終わらないので、その先はどういうふうに考えているのか。考えても計画は立てられないということでしょうか。これで打ち切ってしまうというおつもりなんですか。

司会

内容的に、今のお話全体のことでしょうか。それとも個別具体の話でしょうか。

会場（B）

特に、生物に関する調査は、当然のことですけれども、1年間くらいは必要なわけですね。

司会

特に護岸についての調査、先ほど秋季調査と冬季調査と申し上げましたが、四季調査も考えておきまして、来年度引き続き行っていきたいと考えております。そういうことでよろしいでしょうか。

会場（B）

わかりました。

会場（C）

1ページに予算の額がありますね。項目の1、 、 、アオサ、アサリ、藻場造成、総額で2,200万ですか。 、 、 、それぞれ幾らずつなんでしょうか。

それから、ついでに、下の二、市民提案の調査は予算がないんですか。

それから、4ページの地先の護岸改修ということなんですけれども、この部分は「海岸保全地区」の指定がありましたよね。そうすると、真ん中の3の に書いてあるとおり、波の解析、背後のまちづくり等というのは何なのかということにかかわってくるんでしょうけれども、「海岸保全地域」の指定は、前に指定してあったところは解除してませんよね。ということは、改修ではなくて、新たに海岸をつくるんじゃないんですか、海岸保全地域を。改修という文字はふさわしくないんじゃないでしょうか。常識的に考えると、改修というのは既にあるものを直すのであって、既にあるものより大きいものを作るというのは改修じゃないと思うんですよ。それが背後のまちづくり等に配慮して波の解析になるんじゃないですか。

それからもう一つ、これは5,000万の予算なんですけれども、環境基礎調査の3の1と2、生物調査と波の解析は、環境とは別なものですよね。この部分の表現で、護岸改修にかかわる調査の中で、環境というのは生物の予算が5,000万のうち、幾らなんですか。本当は違う部分で金をいっぱい使っているんじゃないかなという気がしたものですから。

ついでに、「海岸保全地域」の指定と内容についてわかる範囲で説明してください。

ちょっと広範囲にわたっちゃって、私もこれ以上わからないんですが、以上です。

県（漁業資源課）

それでは、一番最初の三番瀬再生調査事業の調査項目のアオサ、アサリ、藻場造成調査合計で2,240万7,000円になっているが、内訳はどうなっているかということによろしいですか。

会場（C）

はい。

県（漁業資源課）

総額で2,240万7,000円ありますけれども、一部、国庫予算をいただいておりますので、そのほかは一般財源ということでございます。アオサ調査につきましては、353万4,000円です。アサリ調査につきましては、全額国庫予算をいただいておりますので、1,350万です。アオサ調査が537万3,000円。

会場（C）

アオサじゃなくて藻場ね。

県（漁業資源課）

はい、藻場です。藻場調査が537万3,000円、合計で2,240万7,000円です。
以上です。

県（三番瀬再生推進室）

市民提案の調査についての予算でございますが、これは特に当期予定していたものでございませぬので、予算はございませぬが、

会場（C）

青天井ですか。

県（三番瀬再生推進室）

違います。当座はないということでございます。学識経験者にご協力いただくところが予算としてかかってくるかなと考えておりますので、財政等と相談したいと考えております。
いわゆるコンサルに頼んで調査をするものではなくて、皆さんと一緒に現場に行って専門家のご説明を聞きたい、というような形の調査でございます。

会場（C）

NPOだってただじゃないもん。まあ、いいや。

県（河川環境課）

それでは、護岸の関係についてお答えいたします。海岸保全区域の関係でございますが、今までの海岸保全区域は、皆さんご承知のとおり、内陸部に設定されておりました。そして、市川市塩浜2丁目と3丁目の護岸が非常に危険だという円卓会議の要請を受けまして、県で2丁目と3丁目に海岸保全区域を設定して、県の事業として改修を行っていかうということを決めて現在に至っているわけでございます。そんなところから、塩浜2丁目と3丁目につきましては、ことしの6月に、現在の海岸線に海岸保全区域の指定を行いました。

2丁目と3丁目に分けてお話をさせていただきますと、塩浜2丁目は、護岸の背後に7メートルの道路形態の土地がございます。その7メートルの陸域の部分も含めて幅30メートルで海岸保全区域を設定しております。ですから、海側には23メートル出ているということでございます。それから、塩浜3丁目は、護岸の背後に約10メートル護岸敷地と道路用地が現在あると思います。ここにつきましても、30メートルの幅で海岸保全区域の指定を行いました。ですから、海側に20メートル、陸域に10メートル。延長が塩浜2丁目、3丁目トータルで1,700メートルございますので、1,700メートルの区間に30メートルの幅をもって海岸保全区域を指定したところがございます。

海岸保全区域を指定いたしますと、現在ある護岸が海岸の施設ということになりますので、今後、皆さんのご意見もいただきながらどういうふうに直していくかということが当然出てくるわけです。ですから、現在ある施設を直していくという観点から改修という言葉づかいにさせていただいたということでございます。

それから、先ほどの説明の中で調査内容で環境基礎調査の2番目の波の解析ということが漏れてしまいました、大変恐縮でございます。現在の護岸が年に1回とか3年に1回というふうに波を被るということで、既設の部分も沈下しているということ。1年に一遍程度の波も防げないという状況でございますので、護岸を高くしていかなくてはいけないということもございます。ただ、あそこに高い構造物をつくるということは、市民生活にも支障を来してくるわけでございますので、どのようにあそこの地域を防いでいったらいいかということになりますと、今までの会議でもご提案させていただいておりますけれども、背後に胸壁をつくって、前面と背後の胸壁で守っていかうというような提案が出ております。

胸壁の高さ等を決めていくにあたりましては、どんな波を対象として護岸の設計をしていったらいいのか、背後を守っていったらいいのかということも必要となってきますので、波の解析をあわせて進めるように準備しておきたいということでございます。

それから、3番目の環境と基礎調査と、紛らわしい表現になっておりますが、生物調査の関係につきましては環境調査と、波とか物理的な根本的な調査双方を包括した形で環境基礎調査というふうに命名させていただいております。

それから、5,000万という予算がついているがというお話につきましては、今回、この3つの内容で調査をし

ていきたいというご報告をさせていただいておりますけれども、ほかにも調査しなければいけない項目がいっぱいございます。しかしながら、これから検討を進めていくにあたって、前もって私どもが準備しておく必要があるだろうというものについて、5,000万円の予算の中で進めていこうということで説明をさせていただいているわけでございます。生物調査の予算はどのくらいかということでございますけれども、概ね1,000万円ぐらいの予算をつけて……。

会場（C）

1,000万……。

県（河川環境課）

はい、1,000万かかると考えております。

以上でご質問の答えとしてよかったですでしょうか。

会場（C）

3の2、背後のまちづくり等とは何ですか。

県（河川環境課）

皆様ご承知のように、塩浜2丁目の背後につきましては、まちづくり計画があるということが、委員会等でも説明されていると思います。先ほど私が申しましたように、胸壁で守っていく際には、どうしてもまちづくり等の関係も出てくるだろうと。そこの関連性を密に持たせないと海岸の防護、背後の防護、また皆さんに利用しやすいような護岸の実施はできないだろうということで、まちづくり等に配慮したと。ほかにもいろんな条件があるのかもしれませんが、そんな表現にさせていただきました。

会場（C）

もっと具体的に、何かお考えなんじゃないですか。というのは、現在はあそこは住居系の構造物はないですよ、できないですよ。それを住居系の構造物をつくるのが可能にするためのまちづくりじゃないんですか。だとしたら、護岸のあり方は当然変わってくるんじゃないですか。

実は海岸保全地区の指定をするということなんですが、この部分は円卓会議の中でも非常に皆さんご苦労されて、場合によってはけんかになるような会議もあったわけですが、ご存じだと思うんですが。その中で、今回の現在の海岸線から7メートルと23メートルとか、10メートルと20メートルとか、この辺についても結論が出なかったと思うんですよ。

ただ何となく現在のところにおさめるという、そんな気持ちがあったと思うんですが、これを決めるについて円卓会議の委員の方の意見を聞いたんでしょうか。もっと言うと三番瀬再生計画案の趣旨を尊重していただいた

のでしょうか。どうもそのように聞いてませんので。勝手に決めちゃったんじゃないですか。そんな気がします。

県（河川環境課）

海岸保全区域を設定するにあたりましては、円卓会議でもちょっとお話をさせていただきましたが、同時期に東京湾岸の海岸保全基本計画の策定を進めておりました。円卓会議が行われている段階では、三番瀬の周辺については方針がまだ決まっていないということもございましたので、その部分は円卓会議の結果を待って決めていきたいということで見送りしていたことあるかと思えます。

最終的に、ことしの1月、知事に再生計画案が提出されたことを受けて、私どもも海岸保全区域の位置を、現在の海岸線を持ってくるということを決めまして、海岸保全基本計画にも位置づけた。そして、6月には指定を行ったという経過がございます。その幅、位置につきましては、海岸保全基本計画の委員を務められていた方で三番瀬の円卓会議の委員でいらっしゃった方もいらっしゃいましたので、いろんな方に相談も報告もさせていただきました。

海岸保全区域を設定するにあたりましては、海岸保全区域の指定をかけますと、そこには行為の制限が、規制がかかってくるわけでございます。ですから、塩浜2丁目、3丁目の護岸を検討するにあたって、一義的には海岸保全区域の指定ということがまず必要になってきます。指定するときにはできるだけ個人の土地に法律の網をかけて規制をしないような形で、現在の、市川市さんがお持ちでした、背後の土地から海側に、なおかつ海側についてはできるだけ海域に影響を与えないような形ということで、とりあえずイメージの図面が出されておりますので、その図面の形を進めるのに最低限必要な幅ということで、約30メートルあれば今の形が進められるだろうということで設定したわけでございます。ただ、海岸保全区域といえますのは、市川市塩浜2丁目、3丁目についてはこのような形で指定しておりますけれども、今後、護岸の改修のあり方とか進め方によっては必要となってくる部分につきましては、追加の指定も考えていくという考え方で、基本的に個人の土地に法律の網をかけないような形で指定したということ聞いております。

会場（C）

お答えをしていただけていない部分があるのは、特に市川のワーキンググループで苦勞なされた、私はそこに入らなかったし、何回かしか行ってないんですが、個人の土地の利用も含めてまちづくりというのがあったんじゃないかなったのですか。現在の土地の利用形態と違った形の利用形態がまちづくりというふうに考えられているようだから。だとしたら、工場立地のためのインフラ整備とは違うインフラが必要でしょう。

もちろん、区画整理その他の手法が使われるんでしょうけれども、そのときに個人の所有地についても何らかの形で守ったということで、おおむねそういう合意ができたと思うんですよ。でも、ここの地域、7メートル、23メートル、10メートル、20メートルという形で決めるんならば、再生計画案の内容をよく読んでいただいて、もちろん読んでいただいているでしょう。

当然、当時の委員の方に意見を求めるぐらいの努力があっただけでしかるべきだったんじゃないのかなと。

ですから、背後のまちづくりと、その部分についてもう一度お答えください。

県（河川環境課）

背後のまちづくり計画について、今後、具体化してくるであろうと考えます。そのまちづくりの計画の中で、私どもがいわゆる胸壁で背後を守っていきたいというときに、現在の海岸保全区域の幅の中だけで守ることは恐らくできないことが発生するんじゃないかと思うんです。と申しますのは、円卓会議の中でも資料等いろいろ出ていると思うんですけれども、あの幅で胸壁を建てて、背後を守ろうということを考えていきますと、かなり高い胸壁になってしまうということがございます。

それでは、背後に引くにはどうするかというと、現時点では企業活動が行われている個人の私有地でございますので、まちづくり計画が具体化したときに海岸保全区域を後ろにまでもって行って、例えば胸壁を後ろの方に建てて、できるだけ胸壁を下げようとか、そういうようなことはまちづくりの事業主体の方たちとも当然調整しないとできないことになろうかと思えます。実際に背後に土地を持っていけるのか、あるいは全く持っていけないのか、その辺は現時点では定かではございませんので、まちづくりの進展とあわせて護岸の形状について検討していくのがいいのではないかと判断して、現状では個人の土地まで海岸保全区域をかけてないという実情でございます。

会場（C）

しつこくなってごめんなさいね。現在の土地利用計画と違う形の土地利用をまちづくりで考えたのだとすると、住居系とか商業系になると土地の価格は大幅にアップするわけね。要するに財産が増えるわけ。増えた分の一部分をまちづくり、要するに海岸の保全のための施設に使ってもいいんじゃないかということでおおむねの合意があったと我々は思っているわけですよ。にもかかわらず、現在のところで個人の土地に入らない形で海岸保全区域の指定が行われたということは固定化しちゃうのではないですか。

まちづくりの計画にあわせてその部分を考えていくというのですけれども、それはちょっと突っ込み方が足りないんじゃないの。あえて触れないでそういうふうにしたのか。だとしたら、やっぱり円卓会議の動向というか、一生懸命やってきたことの尊重度が足りないように思います。私はこれでとどめます、これ以上生臭い話をしたくないですから。

会場（D）

関連して2点ほどお聞きします。

まず、2ページの真ん中辺に調査内容というのがございまして、アサリ調査のところですが、何をやるのかというと、波浪減衰生残試験ということ、波高観測をやるということなんです、ご承知のとおり昨年、今年とアサリは大変な豊漁だったわけですね。豊漁の原因がまだはっきりつかめてない段階で、波高とか波浪だけを対象にした調査というのは非常に乱暴じゃないかと思うんですね。もっと複雑な要因が絡んでいるはずですし、なぜ

そこにこだわっているのかちょっと理解に苦しみます。

もう1点、この裏面の方で見ますと、アサリ調査点は船橋市海浜公園の1カ所だけなんです。これもご承知かと思いますが、船橋市海浜公園というのは長年、ほかから持ってきたアサリを播いて、潮干狩りに供用しているという実態がありながら、あえてその部分だけをとるとというのが、自然環境を調査することにはふさわしくないんじゃないかと。むしろ13から14、沖の大州ですか、このあたりに自然のアサリが今年あたりも大変とれている。市民が大勢押しかけてここで採取している。こういった点を考えますと、いかにも1カ所だけのアサリ調査というのは不自然ですし、乱暴ではないかと。再考の余地がある。

もう1つ、4ページの3番目の調査時期、関係機関との調整が整い次第11月の早い時期に調査に着手する予定であると。この調査というのはおそらく地質調査とか深淺測量、この辺を言っているんだろうと思うんですが、今は、土木工事、要するに塩浜護岸のための調査だろうと思うんですね。これは11月の早い時期に急いでやって、環境調査については、その他の項目についてはまだ未定だと。「資料が整い次第ホームページでお知らせします」と一番末尾に書いてございます。

これは三番瀬の再生という大目的からしますと、まことに本末転倒ではないかと。いわばこの深淺測量とか地質調査というのは護岸の問題であって、これはむしろ防災の話です。この調査は急いでやりますよと、11月から始めますよと。だけでも、生物調査についてはまだいつやるかわかりませんよと、こういう話ですね。

もう1つ、最後になりますけれども、5ページの2番目の事業内容、「三番瀬の継続的な観測記録調査、モニタリング、鳥類や海生生物の自然環境を県民主体でモニタリングするものである」と書かれています。これをやりながら、2番目に順応的管理をやっていくんだと。順応的管理だと、モニタリングというのは円卓会議で提案された再生案の中に盛り込まれているものであります。

そういうことをここでうたっておりながら、一番最後の市民参加による現地調査事業実施ということで、先ほど冒頭にこの点についてご質問がありましたけれども、4番目の事業スケジュールを見ますと、12月から2月の3カ月、調査を実施して、3月には調査結果をまとめて公表すると。これは、誰が考えても、冬の生物が非常に少ない3カ月間やって、それで結果をまとめてしまうと。これはモニタリングであり、順応的管理と言ってるというふうに考えているとしたら、これまたまことに乱暴な話だと思うんですね。

先ほどこれは継続してやるんですかと、単年度ではなくて継続してやるんですかということについては、明確な回答がありませんでしたけれども、継続してやるのであれば、調査結果をここでまとめてしまうというのはおかしい話であって、春、夏、少なくとも1年間、あるいは、2年、3年と調査して、その後に調査結果をまとめるということであれば、自然環境の調査にはならないんじゃないかと思います。

以上についてご回答をお願いします。

県（漁業資源課）

それでは、アサリの調査の関係ですけれども、アサリに関して、どうも冬場に、春先から秋までたくさんいたアサリが冬を越すとなくなってしまうんだという要因がですね、あるいは餌不足によること、あるいは水温が

下がってしまうこと、あるいは青潮でその海底がなくなってしまうということが考えられるのですが、中でも冬場に強波浪が吹いた後に、過去の例ですと5センチから15センチぐらい砂が掘り起こされてしまうと、そういう要因がアサリにとって一番ダメージが大きいということで、波高計を観測することによって、砂がどれだけ動くかというのを確かめるということで、調査するポイントはこの1カ所ありませんけれども、ここに波浪を抑えるために海苔の支柱柵を実際に張ってみて、海苔の支柱柵を張ってない沖側と、張ってある後面とで、砂の動きを比較して、アサリが支柱柵によってどれだけ生き残れるのかという実験をやるのにこの施設、区画だけをお借りしました。調査地点としては小さいかもしれませんが、こういうことで考えております。

それから、アサリ調査はこの1点だけでは不十分ではないかということですが、実際にはこの三番瀬では別な調査を富津研究所の方でやっておりますので、そちらの方でカバーしていると思います。

よろしいでしょうか。

会場(D)

「よろしいですか」って。私は不満ですけども、まあそういうふうにお決めになったということであれば、「そうですか」と言うしかないですね。

県(河川環境課)

それでは、護岸改修の関係の調査についてお話をさせていただきます。11月の早い時期から着手する予定ということでございますけれども、海の中の深浅測量をやる場合、あるいは、地質調査をやる場合、生物調査をやる場合、これはすべて海の中の作業が出てまいりますので、海にかかわる人たちとの調整が必要になってくるというふうに思っております。そういう手続きをふまえてやりたいと考えております。

なおかつ、先ほどお話ししましたように、生物の調査を行うポイントを決めていくには、深浅測量をやって海の中の地形のデータをつかんで、その中でどこを具体的に調査していくかを定めることが必要になってくると思います。ですから、まず一番最初には深浅測量に着手する必要があるかと思えます。一番下のその他のところに環境基礎調査のうち生物調査だけ するというような記載があるというお話につきましては、海の中の地盤の高さを測る深浅測量のデータをもとに、今までのデータを参考にして調査するポイントが決まります。ですから、現時点では環境基礎調査がいつからかけられるというのは今時点では明確ではございません。

また、環境団体の皆さん方、この辺の猫実川河口の今までの調査データ等をお持ちというふうに伺っておりますので、それらのデータも一緒に見させていただいて、今後どんな調査を進めていくか、どこの調査を進めていくかということも参考にさせていただく必要がありますので、生物調査については、皆さんにホームページでお知らせするという形をとらせていただきたいと思います。

県(三番瀬再生推進室)

私からは、市民参加型調査についてのご質問について説明をさせていただきます。

先ほど過去の経緯がございまして、その部分の説明が足らなかったということをおわびさせていただきと思います。まず最初に、市民参加型というよりも、三番瀬のモニタリングは、従前、三番瀬全体、私ども県でコンサルを使って調査をしてきたということがございます。これについては、将来的にもこういう方法をとったらいいか、市民の皆さんのご協力を得ながらやっていったらいいのか、これはまた議論をさせていただきたいと思っております。

14年度、15年度、円卓会議を行わせていただいた際に、県としてはコンサルを使って調査をしたいという提案をさせていただいたときに、皆様方から何らかの形で市民も参加できないかというご提案がございました。市民の参加のあり方を私どもで考えて、昨年度、NPOの方々にモニタリングについてご協力いただけないでしょうかと、コンサルを使う調査とは別のモニタリングができませんでしょうかというご提案をいたしました。それが昨年度、鳥類についてマニュアルをつくっていただいたということでございます。

今年は、そういう形でNPOの方々にご協力いただけないかという2年目の事業ということで、昨年つくっていただいたマニュアルに基づく実際の調査をやっていただけないか、または、鳥類以外の項目、底生生物とかいろいろあると思いますが、そういったものについて新たにご協力いただけるようなものがありましたら、お願いしたいということでございまして、三番瀬全体のモニタリングの中の一角をなす、皆様方をお願いしたことで全体をカバーするという形ではありません。今後、学識の方とどういう形で三番瀬のモニタリングをしていったらいいかということをご相談させていただいております。ご協力いただける一つの形を私どもが提案したというものでございます。

それから、最後に、提案させていただいた、市民参加の現地調査事業でございます。これにつきましては、4月以降、皆様方と会議を持たせていただいた際にも、みんなで一緒に三番瀬を見ましょうという、いわゆる勉強会的な調査をやってほしいというご提案がございます。私どもといたしましては、当時そこまで具体的なものを考えておりませんでしたけれども、例えば護岸の付着生物を見たいとか、干潟にどんな生物がいるのかとか、それから、新しい藻場が見つかったけれども、見に行きませんかとかいうご提案が私どもに寄せられてきました。

それは県としてどこかが旗を振って皆さんで勉強会をしましょうよというようなご提案だと私どもは受け止めて、それを今回こういう形で現地調査事業と、「事業」というと堅苦しいんですが、皆さんで現場を見に行きましょうということを企画したいということをご提案させていただきました。ですから、これは、コンサルを使ったモニタリング、NPOの方々にご協力いただいた一部をなすモニタリングとはさらに別の、三番瀬を理解していただくための現地調査ということでございますので、役所的な話で申しわけございませんが、16年度にやった結果を最後にまとめたいということで報告書と書かせていただいたものでございまして、これで三番瀬のモニタリングができてますよと、これをベースに順応的管理ができますよというような形で使うものではないというふうにご理解いただければと思います。

会場(D)

そうしますと、5ページの2の事業内容の(1)と(2)ですね、この(1)の2行目に「自然環境を県民主

体でモニタリングするものである」というのは矛盾するのではないですか。県民主体でモニタリングするんですよ。あなたの説明では、コンサルだとかそういうところにお任せして調査すると。県民が参加するのは何か見学会みたいなものだ、こういうご説明だったんですよ。県民主体のモニタリングというのは、ではどういうことになるのでしょうか。

県（三番瀬再生推進室）

3種類というご説明をしたつもりでございますけれども、コンサルを使うような従来型のモニタリング、それから、今……。

会場（D）

従来型とは何ですか。

県（三番瀬再生推進室）

コンサルに委託をして、コンサルの方が現場に入って調査をするというようなモニタリングが1つ。それから、5ページ目でございます「県民主体のモニタリング」というのは、先ほど申し上げましたように、NPOの方たちから「我々も具体的にモニタリング調査をしたい」というご提案がございましたので、それにこたえるために用意したものです。ですから、私どもが委託費をお支払いして、具体的に例えば鳥類を調べたいとか、底生生物を調べたということであればどうぞやってみてくださいという形でNPOの方々に私ども県が委託をして調査してもらおうと形態です。それから、市民参加型というのは、どちらかというと勉強会。要は3つ、モニタリングの形態としてはあると思います。

会場（D）

この事業実施が12月 - 3月という点はどうなんですか。

県（三番瀬再生推進室）

確かにタイミング的には調査というものを考えますと、先ほどの護岸のものと同じように、できれば通年が望ましいと私どもも思っております。ただ、護岸の方も含めまして、時期的に今からの着手になりますので、これから年度内のものについてやりたいと。次年度以降、同様に予算がとれるのであれば、お約束できませんけれども、引き続き極力通年で調査という形にもっていきたいと考えています。

会場（D）

大体どのぐらいの期間を想定しているんですか、この調査は、モニタリングの、県民が参加する、あるいは、コンサルに依頼する期間ですね。何年ぐらいを想定しているんですか。

県（三番瀬再生推進室）

引き続きどのぐらいの期間やっていくかということですか。

会場（D）

そうです。

県（三番瀬再生推進室）

これは項目によりますが、専門家の方からは3年から5年ぐらいの周期でやってはどうかというご提案をいただいております。

会場（D）

そうすると、県民によるモニタリングも3年から5年ということですね。

県（三番瀬再生推進室）

そうですね。

会場（E）

先ほどのCさんのご質問に関連した質問です。海岸保全区域を30メートルとして、陸側に7メートル、海側に23メートル、あるいは、10メートルと20メートルというお話がありました。その海岸保全区域を幅を持たせようという考えで円卓会議では討論が進みましたけれども、この幅というのは陸側の中における幅として議論されたはずで、

Cさんがおっしゃったように、個人財産と絡んで、街づくりをこれからどう考えていくのか、そしたらどこまで可能なんだろうかと。そういう論議がされたはずで、海側へ何メートルということも円卓会議の中の議論には全然ないんです。むしろ海岸線は現在のままというのが原則であって、その原則から外れたとしても、海岸線は今の海岸線から動かしたという形で考えなければいけない。これは護岸陸域小委員会の一貫した原則になったものですね。

今のお話ですと、「海岸保全区域を20メートルあるいはそれ以上海側にはみ出す」ということは、そこに構造物を設けるということにつながってくるわけですが、そういう論議は原則としては円卓会議あるいは護岸陸域小委員会のあれは認められてなかったはずで、それが第1点です。これは元委員の方がどうお取りになっていらっしたか、意見を求めたいと思うんです。どうも元委員に対して意見を聴取するということが全然なかったと思っています。

それから、護岸の問題に関連した調査がここに出てきていますけれども、いったいどんな調査をするのか。三

番瀬の再生というのは生き物が再生するということが目的なのであって、それ以外のものはそれに付随したという事務的な問題です。ですから、深淺調査をなされるのは基礎的な調査としては結構だけれども、生き物についてはどう考えるのか。生き物の調査も、三番瀬全体の生物調査と切り離してやられるいう場合に非常に大きな問題があるのではないかと考えています。

簡単に結論が出るはずがないんですよ。例えば、これは水産の方の調査についてもご質問したいことだけれども、漁業のための調査の中で魚の調査が一つも出てこないのはどういうことなのかと、私は以前から不思議に思っています。つまり、アサリ、海苔については大事だということはわかっている。しかし、それだからといって、魚が大事でないということは全くないわけですね。ところが、魚に関する基礎的な調査がないんじゃないか。

例えば護岸の問題に直接かかわってくる問題としては、以前の捕捉調査の中で、アユの稚魚が育つ場所というのはこの護岸沿いの区域に限られているんですね。それと船橋海浜公園の東側の航路のまだ埋め戻してしない部分ね。三番瀬の中ではその2つの区域に限られているんですよ。そういう問題が抜けてしまいますと、それもどうなっちゃうのかわからない。アユだけじゃなくて、ハゼだってたくさん子どもが生れたり育ったりしている場所がありますし。その魚の生息調査がこれから3月までの間にできるはずがないです。魚がどうやって育つのか、その間にどういう餌をとって生きているのか、餌となる生き物はどういう生活をしているのか、それがきちんと調べられなければ、魚の調査にならない。この大事な魚を抜かした生物調査になっちゃうのでしょうかね。

護岸の問題については、海岸保全区域の問題と、今の調査の問題と、ここに出てきた問題からいっても、その2つの点で明確なご返事をいただきたいと思います。

そのほかにもまだ質問したいことはありますけれども、とりあえずそれに絞ってみます。

県（河川環境課）

それでは、海岸保全区域についてお話をさせていただきます。先ほどから申していますように、現在、護岸の背後にある管理道路の中で構造物がすべておさまるといふふうには考えておりません。円卓会議での皆さんの議論、そして、再生計画案につきましても、いろんなバリエーションでこれから検討していくんだという話を賜っております。当然そのような検討が進められていくと考えています。

現在、海岸保全区域を個人の土地に指定をかけるときに、ではいったい5メートルなのか10メートルなのか私どもは全く予測もつきません。ですから、すべてこれからの護岸の検討状況をみて、先ほど言いましたように海岸保全区域の幅については検討結果をみて、変更する余地がありますというふうにお話したつもりです。このことで背後の土地の海岸保全区域の指定についてご理解いただくしかないかなと思います。

それから、生物調査の関係でございますけれども.....。

会場（D）

ちょっと待って。海側に保全区域を張り出すということは全然円卓会議では出なかったはずなので、そのところ確認していただきたい。

県（河川環境課）

海岸保全区域というのは、海岸保全施設をつくるために必要な手続きになります。円卓会議の議論の中で、海の中に構造物を一切つくらないで防護していくという議論ではなかったと思います。海の中にできるだけ影響の少ない範囲で構造物をつくとこんなイメージになるというような提案がされていると思います。ですから、海の中に施設をつくるということになりますと、私どもは海岸保全施設を海の中につくるわけでございますので、そのうち必要な地域に保全区域の指定をする必要が法律上ございます。そういう意味で、なおかつ、提案されたイメージの計画されている構造物とぴったりの幅で海岸保全区域を指定するということもできません。実際にはもっと広い形で護岸の構造が決まってくることもあり得るでしょうし、狭い形で決まってくることもありえると思いますので……。

会場（D）

ちょっと待ってください。海の中に一切構造物をつくらないとは言わなかったと。一切構造物をつくらないということと、海岸保全区域というのは、構造物をつくるということを前提として海岸線全体に線を引いてしまうわけで、それは全く違った議論だと思います。

円卓会議の議論に全然沿ってないじゃないですか。その点、さっき質問されたCさんにも伺いたいし、ほかにも護岸陸域の委員がいらっしゃるので伺いたいと思います。

会場（F）

私は護岸陸域小委員会に参加してずうっと議論に加わってきた者です。その中で報告書にいたる間にいろいろな議論をしたんですが、大前提としてまず海域をこれ以上狭めないということを大前提として徹底的に議論してきたつもりです。今、Dさんのおっしゃったこと、それから、Cさんのおっしゃったことに関して、保全区域の話が確かに出ましたけれども、聞いている限りでは結論的にうやむやになって、はっきりこうこうこうでこうというふうな線を引きますということは聞くに及ばなかったんですが、その前に、海域をこれ以上狭めないということを大前提として、あとはお任せするというような形になったように記憶しているんですが、その点はいかがなんでしょうか。

県（河川環境課）

再生計画案の中でも、ちょっとその辺、明確になってないのかもしれませんが、これを読ませていただきます。「構造上、海に張り出す必要がある場合には、海への影響が最小限となるようにする」という一項目があったらと思います。皆さん、この趣旨に沿っている議論をされてきたと思いますし、これからも提案されたものがベースに検討されているのだと思います。

ですから、今時点で、海の中に海岸保全区域を指定することはおかしいということであると、非常に護岸の議

論が全く前に進まなくなるのかなという気がしております。これからいろいろなバリエーションが提案されてくると思うんですけども、そのことを考えて私どもが最低限必要であろうと。法律上では一般的には海側50、陸側50というような規定がございますけれども、塩浜地先については円卓会議の議論のまとめをある程度加味して、当面は最低この幅が必要だろうというところで設定したというのが実情でございます。

会場（C）

先ほどでやめようかと思ったんですけども、どうも議論がかみ合わないところがあるものですから。今回の護岸の問題ですが、特に海に出すとか出さないとかという話の中では、現在の土地利用と違う土地利用が前提にあって、私が先ほど申し上げたとおり、土地の価格が大幅にアップするんだから、住居が建つということはそういうことですよ、不動産業界では宅地。宅地というのは工場の敷地も宅地です。宅地率が今より少なくなって、残った土地が高くなる。ということは、今よりも公共の用地が多くなるというのを前提として、住宅地化が進むわけですね。住宅地というのは商業用地も含めますけれども、今の工業系だけじゃない。それが目的でこの護岸をつくるんだとしたら、まちづくりの計画ができていないわけじゃないと、海岸の保全区域の指定は違うんじゃないですか。

先ほどのお話の中ではまちづくり計画が進んだら、もうちょっと幅をもって陸側にも地域の指定が行えるかもしれないというようなことをおっしゃいましたけれども、東京湾全体の中から今回決めなくちゃいけなかったのか、この部分はもうちょっと時間をおいてもよかったのか、その辺に踏み込んだ話をしていないからですよ、多分ね。それは円卓会議のワーキンググループや護岸陸域小委員会でもそこまで突っ込んだ議論はできなかった。普通、例えば住宅、その他が建たない土地を建つようにする場合は、受益者負担というか、持ち主さんが公共用地を提出した上でなおかつ造成するというのが原則なんですから、海岸保全区域も公共用地の一画だとしたら、今みたいな決め方は、前もって海岸保全区域をつくっちゃって、残った土地は自分たちで勝手に利用しよう。土地の公共性に反する結果になっちゃうんじゃないかということを申し上げておきたい。

ご返事はいただかなくて結構です。

県（河川環境課）

先ほど生物調査の話が出たかと思えますけれども、生物調査につきましては、何のためかと言われると、海の中に構造物をつくることも当然想定されるわけでございますので、構造物をつくる可能性のある海の中に現在どのような生物がいるのか、そして、鉄の鋼矢板で現在守られているわけでございますけれども、鉄の部分にはどのような生物がどういう状況で付着しているか。仮に、今後、護岸の検討が進んでいって、鉄になるのか石になるのかわかりませんが、鉄の場合にはこの生物はどこに生育していくのか、石にするとどういうふうな状態になるのか、どういう生物が出てくるのか、そのような検討を進めていくためにも、現状の三番瀬の護岸付近にはどのような生物がいるのかということ把握した上で、その上に載ってくる、あるいは、つくられてくるものが予想される構造物を考えることが必要なのかなということで、そのような調査を前もってやっておきたい

ということで計画しているわけでございます。

会場（G）

早く事業をやりたいということもあるんですが、1つ円卓会議の計画案というのは、長期の部分と、中期の部分と、短期の部分があって、その整理が県の方できちっとできていないのかなという気がします。全体としては、もうこれ以上海域を狭めないという原則があって、市川側については現在の海岸線は基本的に動かさない、海岸保全区域も現在の海岸線の位置に幅をもった形で設定する。その中に、最後に、「このような護岸・海岸線とするためには、十分な用地を海岸線に確保することが必要です。まちづくりの際にも以上のような護岸・海岸線が実現するように協力していくことが望ましいです」と。これは100pにあるわけですが。それと今回の短期的な問題の整理がきちっとできてないのではないか、この前の準備会でもかなり疑問視していたんですが、工事だけでいうと、そのへん・・・（不明）でこうじゃないかというふうな議論が出てくるんですけども、その辺は県としてきちっと、長期、中期、短期と分けながら、矛盾する点も出てくるんですが、この計画案をよく読んでいただきたいというのが1つです。それを整理していただきたいというのが1つあります。

もう1つは、今まで出てきた総合解析の中に環境データベースとかいろいろあって、その位置づけとしてモニタリングとかいろいろなものが出てくるんじゃないかと思います。今回、ここでこういう調査がやりたいと出てきちゃったので、それらが全体として、コンサルでやっていく部分、NPOに委託する、市民参加もいいんですが、全体の位置のデザインの中でどう位置づけられて、今の時期だからこれをやらないといけないというような位置づけがまだないと。

会議を早く立ち上げていただいて、その中でしっかり議論していただいてやっていくようなことだと思うのですね。そうしないと、モニタリングはモニタリングですよ、コンサルが調査をしますよ、と非常に一つひとつ切れた形になってしまうわけですね。

計画案の中にはモニタリングの方法としてそういうことをきちっと書いた部分もありますので、一度きちっと調査して、この部分は、例えば「総合解析の部分でどうしても必要だから、あれだけの予算かけられません、だからこのポイントだけ押さえていこう」というやり方をして、その中から短期的な部分は何なのかということ。きちっと全体的なことを説明してから、こういう説明をしていただかないと、皆さん戸惑っているのではないかと思うんですね。むしろ個別の事業が出てきちゃって、その整理ができてないのが皆さん混乱しているところだと思います。

それと、3月までに募集して、委託して、報告を出してくださいというのは、短期スケジュール的に非常に難しいのではないかという気がしますので、もう一度その辺をきちっと整理して話していただかないと。皆さん納得しないというのはそういうところにあるんじゃないかと思います。計画案と全体のトータルのものがきちっとあって、その中で位置づけがされないと、個別事業に過になってしまうと、どうしてもここをやりたい、ここをやりたいという、全体の解析に結びついていかない可能性があるんで、その辺もうちょっと配慮してやっていただきたいのと、再生会議を早く立ち上げて、その中できちっと議論していくことが必要ではないかという気がし

ます。

以上です。

会場（H）

江戸川区在住のHと申します。

まず1点は、今、議論的になっている市川海岸の問題ですけれども、いきなり工事に入るといふ計画が出てきているわけですが、工事前提にした調査だと思います。その前に護岸改修工事はどういう目的でどんなふうに行われるかということを決めることが大事なんじゃないかなと思います。例えば分冊の方の計画案の8ページに、市川市所有地から塩浜2丁目の項目で、この区域については順応的管理を行いながら云々とあります。

順応的管理というものがどんなものなのかというかたちで円卓会議の中で議論されているわけですが、140ページの中に、モニタリング体制の確立という形で、「再生計画で実施される事業については初期の段階から市民、環境団体及び専門家などが参加して、計画の目標やモニタリングの指標、方法を公開で議論するなんて、順応的管理を含めた事業の進め方について書かれているわけですね。こういうことがこの計画には載せていないわけですね。

再生会議を早く立ち上げて、そこで諮問していただいてやればいんでしょうけれども、急ぐ割にはそういう事業の目標云々が何も出されないで、いきなり調査という形の事業に入るといふのはいかなものかと。やはりそういうところをきちんとした上で進めていくべきじゃないかと思うんです。そういうことをしないで、いきなりこういうふうにした理由はどこにあるのかなと。そのことについてお願いしたいと思います。

先ほど幅について最小限度云々とありましたけれども、例という形で道路に7メートル、海側に23メートル、あるいは、15メートル、15メートル、そういう案が出るということについてもよくわからないんです。最小限度といった場合の案がどういうふうになるのか。そのことも示してもらいたいと思います。

そのほか、今、3つの事業が挙がっておりますけれども、1ページの1と3について、再生計画案で決められた事業との関連で、どういうところの事業について1番の調査をやるのか。それから、3番の集積事業をやるのか。計画案との関連を、まあちょっと初歩的で申し訳ありませんが、教えていただきたい。

以上3点、よろしく申し上げます。

県（河川環境課）

事業の目的、目標というお話でいきますと、私が説明させていただいております塩浜の護岸につきましては、年に一度とか3年に一度、波を被っているという実情があるわけですね。実際といたしまして。そして、円卓会議の中でもご報告させていただいていると思いますけれども、護岸は非常に老朽化していて、長くもっても12年と。そのような状態のところは全区間にわたっているわけではなくて、もしかすると非常に部分的にはすぐ壊れる可能性のあるところも存在しているというご報告をさせていただいていると思いますので、私どもすれば危険な護岸は早急に安全な護岸に替えていくという目標があるわけがございます。

それに向かって、これから皆さんの意見をいただきながら、どういうふうなタイプのものを考えていくのかということが議論されると思いますので、それに向かっての準備として、皆さんに議論していただくための基礎資料としてそれを準備しておこうと。いつ会議が始まっても皆様に基礎的な資料をご提供して議論していただける準備だけはしようということで、護岸の調査については早急に進めたいと考えていたところでございます。

また、海岸保全区域の幅の関係につきましては、海側に出した幅が23メートルと20メートルと違いはあろうかと思えますけれども、それが広すぎるのか狭すぎるのかというのは、なかなか明確な答えが見つかりません。しかしながら、市民が提案されました再生計画案の中で、ある程度皆さんがイメージされてきたものを、当然決まりではございませんけれども、一つの形として絵も提出されております。私どもは海岸保全区域の幅を設定していくにあたっては、当然のごとく、その護岸野中にどのようなものをつくる意志があるのかということが最低限まず必要となります。

何をつくるかもわからないけど、とりあえず50メートル、50メートルの幅で指定しようと、そういうことは理論として通らないと思います。ですから、何か基準となるよりどころがあるかなということの中でイメージ図が提案されておりますので、それを一つの参考として、提案されているものを仮に海にあてはめたとして、なおかつ工事を進めていくに必要な幅を確保するにはどのくらいの幅があればやっていけるのかなということで、それをよりどころに指定したと。

先ほどからお話しておりますように、将来的に必要なものは当然追加指定していくと。どうしても必要ないと、三番瀬を保全するには他の法律でここに必要なものを考えていくんだから、そこは必要でないと。全く必要でないものをなぜ指定するんだというご意見があれば、

それを縮めることももしかしたらあり得るのかなという気がいたしますので、その辺は柔軟に、今後、皆さんの護岸に関する意見を踏まえながら、その課題についても考えていきたいと考えているところでございます。

会場（H）

イメージ図って何ページですか。

県（河川環境課）

厚い方の112ページです。

県（漁業資源課）

それでは、水産関係の調査ですけれども、再生計画案のページで言いますと、83ページから85ページに記載のあるとおり、藻場の調査、あるいは、アサリ調査、アオサ調査ということで、緊急性があるものを選んでここで検討、調査を進めたいというところをよりどころに調査を実施しております。

県（三番瀬再生推進室）

ご質問の1ページ目、うち県が実施する調査事業の部分、3番の三番瀬の生物環境の科学的な情報集積事業、これは再生計画案のどこに根拠を持っているかという質問につきましては、皆様すべてお持ちではないかもしれませんが、158ページの第3章、課題の中の(4) 科学的な調査の継続・充実というところがございますので、これに基づいて進めていきたいと考えております。さらに、ご説明しましたとおり、今後、順応的管理というさきほどから出ておりますが、再生会議の中でも三番瀬の環境についての評価をしていただく評価委員会をつくりたいと考えております。まだ設置しておりませんが、この中で検討していただくためのデータを速やかに提供できまないと、評価していただけないと。そのための体制を早急につくっていききたいと考えているのも一つの理由でございます。

以上です。

会場()

類似質問ばかり出るので、違った質問をしたいと思えます、です。5ページを見ていただきたい。事業手法の(1) いちおうNPOは公募して決めると。公募に応じた人の中から、学識経験者等により構成される選定委員会を設置し、選定するというふうになっていますが、NPOの応募者を学識経験者たちがどんな能力で選定される基準があるんですか。これは応募者自体で決めれば済むことじゃないですか。もともと応募者が多数、かなり予測しておいて、こんなに応募があったんじゃ困るよというのであれば、それは資格なり制限なり、実際にNPOがモニタリングをやるという事業目的をきちっと書いてある、今、700団体ぐらい県に登録していますけれども、そんなにあるわけじゃないんで、目的・主義でいけば、NPOならだれでもいいというのであれば700団体もありますけれども、そういった事業目的の中にモニタリング、環境調査、いわゆる目的に合致したものを掲げているNPOだけだと限定してしまえば、そんなに数があるわけではない。そういう意味で、わざわざ学識経験者に、またここで予算を使うようなことをやるなら、二重に予算を使うよりも、応募者だけで選定されるというそういうシステムをとらなかった理由をお聞かせください。

以上です。

県(三番瀬再生推進室)

先ほども申し上げましたように、これは昨年度から実施しているものでございます。昨年度1年間一度やっておりますけれども、その際、モニタリングという形で私どもがご協力をいただいたと考えておりますが、実のところを言いますと、調査した結果がモニタリングしたデータとして使えるかどうか。やればいいというわけではございませんので、調査していただいた結果が評価に値する結果をいただきたいと私どもとしては思っております。

ですから、ご提案いただいた内容がモニタリング結果として使えるかどうか、この辺を学識に審査していただくという形でご相談をさせていただきました。また、中には今後このような改良を加えるとモニタリングデータの精度が上がるんじゃないでしょうかという助言もこの場でしていただくということも含めて、昨年やらせてい

ただいたものでございまして、ことしもそのような形で事業をやりたいと思っております。

会場（ ）

回答になってないでしょう。そんな学識経験者という人たちの、またいらぬ人を何で選ぶんですか。精度の問題でしたら、精度の能力の判定の仕方、資格を制限していけば済むんじゃないですか、わざわざ二重予算を使うことないじゃないですかと言っているんです。二重予算を使う理屈を言ってくださいと。いいですか。

学識経験者がモニタリングする人の能力を判定する能力があるんだったら、それは問題ないですよ。それだったら最初からコンサルだけ使えばいいんですよ。NPOで参加するということは、ある程度素人、言ってみればモニタリングはそんなに専門性が高いわけじゃないですよ。精度をあなたはおっしゃったけれども、使える結果を生まないようなデータしか出さないんじゃないかと予測するんだったら、NPOを使わない方がいいです。

県（三番瀬再生推進室）

先ほど来申し上げていますが、そもそも三番瀬のモニタリングにNPOの方々も加わりたいと、参加したいというご提案がございまして、そのデータを、先ほど申し上げていますように、コンサルに委託したデータとの精度的な整合性をとりませんと、評価として使えなくなる。そういう点で精度の問題、それから、改善をすることによって一定の精度は上げられるんじゃないか。それは皆さんが調査をしたいというご希望があるわけですから、極力その希望にこたえたいというところからこういう方式をとっております。

会場（ ）

二重だって言っているじゃないですか。応募した人をみんな採用すればいいじゃないですか。この中からやれる人を選定するのに、まさに第三者の……。全然答えになってないでしょう。

県（三番瀬再生推進室）

コンサルの方も委託でございますので、県として委託をするわけです。県の税金を使って委託をしていくわけです。その上がってきたデータが使えないとなったら……。

会場（ ）

使えないような答えをできないために、モニタリングの専門家がついて指導するといっているんだから。最初から事業に参画する人がいるのであれば、それはNPOじゃないんだよ。どういう資格制限者を予想しているんですか。NPOとあなたはおっしゃっているけれども、どういうNPOを想定しておっしゃるんですか。相談したいというのは、現場にいて、しかもあの中で生活しているなりなんなりしている人たちが見ているから、手を挙げているんでしょう。手を挙げているんだったら、専門家と称する人は、あんた方、生活して見ている資料なんか使えないよ、と最初から否定しているんであって。

県（三番瀬再生推進室）

いや、否定しているわけではございません。去年も1名やっていただいた例がございます。応募は3名でしたけれども、その中で1件、具体的に専門家の方の選考委員会で選んでいただいて、具体的にマニュアルをつくっていただきました。ですから、できる方もいらっしゃるというふうな認識でいます。

会場（ ）

だから、できる話を、一法人にやるのではなくて、県民と言っているんだから、もっと幅広く参加させて、補助的でもいいですから、そういうことの。あなたは最初から上がってきたデータをばかにしているような言い方をされるから、ちょっと問題にしているんですけどね。そういうことではなくて、モニタリングという性格そのものは、使い方を指導すればそんなに専門性のある調査ではないですよ、言っておくけど。そんな高度なね、データの整合性がないとか、そういうことに整合性を求めるデータなのかどうか、そういうふうに指導させれば済むことじゃないですか。それを一団体に限るような選定の仕方はよくないよと。

県（三番瀬再生推進室）

一団体に限定しているわけではありません。先ほど申しあげましたように、選考委員会では、2団体でも3団体でも、選考の過程でオーケーとなれば対象とするつもりでいましたけれど、昨年度はたまたまそういう形でお願いできる団体が一団体だったということでございます。

会場（ ）

じゃ、・・・(不明)もつくる可能性もあるんですか。

県（三番瀬再生推進室）

ええ、考えています。

会場（ ）

いやいや、私が言っているのはコンサルと連合して共同受託という可能性もあるんですかということです。

県（三番瀬再生推進室）

はい、可能です。

会場（ ）

はい、わかりました。

会場（Ｊ）

江戸川大学のＪです。３つほどあります。

まず、２ページの漁場海底調査事業について。漁業資源課でも水産研究センターでもどちらでもけっこうなのでお答えいただきたいんですけども、アマモ場の造成に関しては、海域小委員会で私から、「やるにあたっては事前に遺伝的変異などの調査をした上で、どこから持ってくるかということが可能かということをやってください」ということを申し上げて、ある程度結果が出ているのではないかと思います。その結果と、それに即してどのあたりからだったら考えるか、今どういうふうにお考えになっているかという質問です。

それから、４ページの護岸につきましては、先ほどから元委員からもご意見が出ているとおり、先ほど図もありましたけれども、それをごらんいただくと、この実際の設計にあたっては可能な限り海域に張り出さない構造とするように技術的な検討を行うということもはっきり書いてあって、このとおりつくるということではないということをはっきり書いてあるわけですね。私は海域小委員会の委員だったんですけども、護岸陸域小委員会に出させていただいたときに、「石積みにして、その先につなげる、この重さに耐えられないのではないのでしょうか」と申し上げました。

実際、広島の日市港なんかは護岸の先に砂を入れているんですけども、数億円かけてつくった人工干潟が毎年毎年１メートルも沈んでしまって、そこにまた砂を毎年二千何百万円かけて入れると。それでも毎年毎年沈んでいっちゃうというのが事実なんですね。それを申し上げても、「いや、大丈夫だ」というだけで水掛け論にだったので、もうこの段階では水掛け論ではなくて、きちっと、この構造はイメージ図ですから、本当にこういうものが可能かどうかということをボーリング調査できちっと確かめてもらいたいなど。水掛け論ではしょうがない。

それにあたっては生物のことも関係するわけですね。私はアセスメント学会というところに入っていて、１週間ほど前に沖縄でアセスメント学会研究大会が開かれたんですが、小委員会をおまとめになった倉阪先生がこの準備会の中でも「アセスメントは絶対必要だよ」とおっしゃっていました。もちろん、護岸は、アセス法の対象外ですし、条例でも対象ではないと思うんですけども、そういう意味でのアセスメントではなくて、どう影響があるかということだけではなくて、自然再生のためにやっているわけですから、今いる生物がいなくなればいけないというのではなくて、今よりよくしていくためにはどうしたらいいのか、どういうことが考えられるだろうかというふうな目標を立てて。

先ほどどなたから再生の目標ということがありました。再生の目標、イメージ小委員会ぐらいでしか名前が出てないんですね。ですから、具体的にこの事業を進めるにあたって、こういう設計にすることによって、こういう生物がいられるようにするんだ、そういう目標にするんだということも、護岸の設計の中に入れていただきたい。いわば再生のためのアセスですね。アセスメント学会でも、再生のためのアセスメントが必要だと、再生事業には絶対アセスメントが必要だという議論がありました。

とりあえず今、どういう生物がいますよというだけではなくて、こういうふうな形に設計にするとこういう生物が住むような環境になると考えられますと、そういうような調査の仕方をしていただきたい。それが１ページ

目に書いてある再生推進室の書いた「平成16年度においては環境影響調査等を実施する」ということだと、4ページに書いてある「塩浜地先護岸改修にかかる調査について」と、タイトルが違うんですけども、私はどちらかという1ページに書いてある「環境影響調査を実施する」というような内容で調査をしていただきたいと思っています。

それから、これは要望ですが、一番最後の9ページの「市民参加による現地調査事業について」、これが行われる、いわば現況確認のようなものが行われるということは非常にいいことだと思います。検討会議が終わった段階で清野先生からも「ぜひみんなで現場を見に行くことをやりましょう」という話が出ていたんですが、その後実現していなかったんですね。特に護岸の問題についても、広島（五日市）までみんなで見に行くというのは大変でしょうけれども、せめて東京湾周辺の似たような場所を見に行き、こういうふうにしたらこんな生物がいるようになるんだよと、そういうところをみんなで共通理解を持つことが大事だと思うんです。予算はないということでしたけれども、せめて県のバスかなんかを出してみんなで見に行き共通理解をつくと、そのぐらいの予算というか、手配はしていただきたいなと思います。

以上です。

県（漁業資源課）

それでは、1点だけ質問ということでアマモの移植ということですが、平成15年度に東京内湾と内房を含めて8カ所でアマモをサンプリングして、三番瀬に移植する場合にどこの株が一番近いのかという遺伝子解析をやっていきます。それは円卓会議等でも言われていましてどこから持ってくるんだと、遺伝的にいろいろ問題が大きいということがありましたので、15年度にはそういう調査をやりまして、8カ所からサンプリングをした結果、量的にも、遺伝的にも近いということで、富津干潟のアマモを移植するという結果が得られておりますので、富津干潟のものを使っております。

会場（K）

・・・(不明)のKと申します。昨年、市民によるモニタリング調査に応募しまして、そのときに応募が全体で3件と非常に少なく、私も説明会を聞きに行き、なんだ、みんなこれしかないのかと思ってびっくりしたんですね。それは、主体として動こうとするNPOまたは市民団体が魅力を感じないというか、メリットを感じない、または大変だと思ったか、僕はもっと来ているかと思ったら非常に少なかったです。そういうことについてはちょっと考えていただきたいと思います。

1つは、最初は先ほど質問された方がいらっしゃいましたが、NPOがやるんだから、皆さんが普段やっていることに、ことに、ちょっと整理をするぐらいでやってくださいということだったけれども、最後の審査のときには今までの調査の整合性はどうかということをつつかれて、最初の話と違うじゃないかというふうな印象を非常に受けたんですね。今までの調査と形状として比較するというのであれば、やはりコンサルを使って定量・定性的に行うべきであって、市民がやると、私も全国を調べましたけれども、代表生物を調べる

だとか、あとは水質のよさを簡単に調べるとかいうことでないと、専門的に厚い調査報告書をつくるなんてとてもできないんですね。なので、その辺を切り分けて、かなり継続でやる部分はコンサルにやってもらって、それとは別に、毎日、市民が近くで見ててわかるようなこと、市民ができるような調査の方法を、今後の継続の課題として目標をつくっていくという形でないとできないと思うんですね。

それから、この意味での調査を塩浜町でやりましたけれども、猫実川の河口も、前の日にカキシヨウという、カキが・・・(不明)るところなんですけど、カキの貝殻などがありますから、カキが生きているんですね。下の方のカキは死んでいるんですけども、上の方に立ったカキがたくさんあって、そのところにたくさん生物がいたり貝がいたりして、コロニーというか、生物多様性があるんですね。ある人が言うには、関西ではカキシヨウが積んできた場合、それが生命のゆりかごになるので、漁師さんが・・・(不明)で管理をしているということがあるということなので、それがどういうふうにできたかという経緯は、その近くで漁業組合でカキの管理をしている方に聞いたら、浦安の埋立てをしてからできたとおっしゃってるんですけど、そういうものが非常にゆりかごとして大事じゃないかと思うんですね。

4ページの生物調査の中に護岸への付着生物があるんですけど、ここにもたくさんカキがついているんですね。我々は、カキと、ウネナシホノヤガイという貝がいて、その水質浄化能力をやっているんですけども、水質浄化能力も高いようなので、できればそういうことも注意して、・・・(不明)るのであればやっていただきたいと思うんですね。総合的には、生物多様性とか、三番瀬が東京湾周辺の海域にどういうふうに寄与しているのかということがわかることが重要で、それを、今よくしていくことを一番の目標にしていかなければいけないんじゃないかと思うんですね。第二湾岸道路のお話とは全然すり合わせがないんですけども、そういう問題も、もし人間がうまく解決できるのであれば、生物の多様性を含めながら、開発ができるようになれば一番いいわけで、そういう意味合いの調査をしないとまずいんじゃないかなと思います。

以上です。

県(三番瀬再生推進室)

先ほどご提案ございましたように、継続的な問題についてはコンサルでということにつきましては、再度、専門家も含めてのご相談になろうかと思いますが、NPOの方々にご協力いただきたいと思いますのは、三番瀬全体ではなく、ローカル的なエリアについての調査で、それで全体を補っていくというような位置づけでできないかなと思っています。三番瀬についてはコンサルタント、局所的なものについてはNPOの方々にご協力いただけないかなという考え方でありますが、いかがなものでしょうか。

会場(K)

計画をつくるに際して考えたのは、専門家がやるような道具を使って、採泥機をドカンと落としてですね。採泥機は値段が高い、調べたら。それで普通は打てないんですね、あれは。私が出したのは、浦安の砂嘴みたいに伸びているところですね。3ページの図でいくと、13番、14番あたりのところの生物調査をするのと、船橋の海

浜公園の市川側、4番の左の方、15番の上の方で調べたものを出したんです。最終的には今までの調査と、移動の地点はやらないのかとか言われたりして、いちおうそれを補完するという意味合いで、コンサルはコンサルでやるという形の方が望ましいと思うんですね。総合的には、多くの市民が参加できる、また、多くの団体と協力しながら、みんなが自然を壊さないように見れるという形が望ましいと思います。

そういうことでよろしいですか。

会場（C）

もう少し、今の……。

会場（L）

さっきのアサリの調査点の質問の中で、海浜公園にアサリを播いている場所だから不相当だという質問、間違っていないですね、私も船橋漁協の一員だから、それは誤解なんですね。この図を見てください。東側に茜浜がありますね。これは港湾の入口になっている。その見通しですよ。ここに防泥柵というのがありますよね。その切れているところがありますね。もう1つは線が囲っているところ、これは漁業圏内なんですよ。

先ほどの質問は4の場所ですよ。海浜公園でアサリを播いて、という話があった。私がどうこうではなくて、そういう場所の誤解というのは、きょうの会議の中で不相当なので、私が答える質問じゃないんだけど、それは大変な誤解です、この場所はね。これは海苔をやる漁場内の1カ所です。海浜公園では海苔はつくってません。

よろしいですか。

会場（D）

播いていることは確かなんでしょう。播いているところは移動しますよね。

会場（L）

それは、移動というのは全体に言えるんじゃないですか。

会場（D）

まあ、そうですけど。近いんじゃないかという意味もあると思うので。

会場（L）

去年、ことしは播いていませんよね。

会場（ ）

そうですね、豊漁で播いてない。

会場（L）

だから、その中のアサリを播いています、よそから持ってきたのではなくて。

会場（D）

いずれにしても1カ所ぐらいでは足りないんじゃないかという趣旨だったんですよ。

Mさんに伺いたいんですが、アマモの影響調査ということになると、この場所は適当なんでしょうか。

会場（L）

ここはかなり波浪が立つところです。防泥柵があるから、西風がぶつかって返し波になりますね。それから、ここはかなり浅い場所です。全体の漁場の中で、そういう場所ですね。おれが答える話じゃないよね（笑）

会場（M）

いいですか。先ほど返していただきました。

1点は、1ページ目の1のところ、藻場の造成調査というのがありますけれども、再生計画案の方では「藻場の復元」と表現されているんですね。実際変わらないというふうに私も思うんですけども、どうしても「造成」という言葉を使うのか、それとも、「復元」の方が再生事業ということであれば適切じゃないかと思うんです。「藻場造成調査」というので新たにつくるというように感じるので、「造成」という言葉が適当なのかどうか伺いたいと。

それから、護岸のところではありますが、先ほど目的のところ、改修工事が、今の危険性からやりたいんだというお話がありました。しかし、再生計画案については、その問題もありますけれども、全体の干出域や砕波帯を実験的に作っていくというところもありまして、順応的管理を行いながらと書いてあります。つまり、護岸の再生利用ということでやられるんだと思うんですね。

単なる護岸の改修工事、土木工事ではないということであれば、140ページの再生計画で挙がっておりますモニタリング体制の確立という形で、再生事業ということで、工事そのものではなくて、全体の目的とかモニタリングの方法、順応的管理、そういう一連の事業の手続きに従ってやるべきではないかと思うんですけども、そういうことをやらないで着工するというのはどういう理由でしょうか。

以上です。

県（水産研究センター）

富津研の柿野と申します。先ほど、「藻場復元」という言葉がいいのか、「藻場造成」がいいのかということで、私どもは会議でも「藻場造成」とは言っておりませんので、申し訳ありませんが、一般的には藻場をつくること

を「藻場造成」と言っておりまして、「復元」というのはかなり前にあった話で、すっかり忘れていた。前には大量にあったということですが、やはり新たにつくるということだと、この事業の中では「藻場造成」と言っている。それほど深い意味があって、どうしてもこの言葉という意味ではないということだけ申し上げておきます。

会場（N）

先ほど市民調査の会のKさんが発言されまして、NPOで応募して申請した、整合性がないと。確かにそれはそうなんでしょう。私は市民調査に参加しているわけではないんですけども、コンサルタントに頼んだ場合には、決まった調査、方法でこういうことをやれということで行いますね。ところが、市民調査のお話を聞きますと、そういうことはできないというか、かなり難しい。それで独自の手法でやられていたわけですね。

そうすると、決まった方法で、悪く言うと上っ面だけ調べていたんじゃないような、アナジャコの穴を発見したり、牡蠣礁を見つけたりしているわけです。ですから、それぞれの持ち味があるわけです。むしろ県が市民活動をサポートしようというのであれば、そういうコンサルとの整合性とかということばかりにとらわれなくて、新しい見方でいろいろやりたいというのを助成するという方向でやるべきだと思いますね。

それから、もう1点、小さなことなんですけど、アマモの種類をいろいろ調べて結構なことなんですけれども、教えていただきたいのは、今、三番瀬とか谷津干潟、なかち川の河口とかで近ごろにないようなアオサの大発生があるわけですね。きょうの資料の2ページ目を見ますと、アオサの種類、場所ごとに調べると。大いに結構なことなんですけど、種類というのは、確実にどこのは主にこれであるとか、専門家でも非常に難しいというお話を聞いているんですけども、わかっているんでしょうか。例えば、昔ですと、教科書どおりの場所にいくとアナゴの巣があって、小さなアナゴがいたら出てきますけれども、近ごろは違う。これはこうこうこうで違うんだと、遺伝学的に違うとか、そういうことを確立して、そういう分析手段を持っているわけです。

もう1点、ついでに話しますと、先ほど大浜さんが魚を何で調べないんだと。あそこらを調べるのに、底生生物、定着生物だけですけども、魚はもちろん、先ほどの説明で大型生物の調査は潜水が必要だと、これは魚のことだと理解していたんですけど、この答弁では魚のさの字も出てこないんですね。魚は底生生物も関係しますけれども、プランクトンなども関係するから。浮遊生物のプランクトンもきちんと調べるべきだと思うんです。

以上。

会場（M）

先ほどの工事とモニタリングの関係についてお答えいただけていないんですけど。

県（河川環境課）

先ほど140ページの順応的管理、モニタリングの枠組みづくりということについてというお話があったと思いますが、ちょっと突発的に答えるだけの知恵を持っていませんので答えられません。護岸のことについてお話をさせていただきますと、護岸の断面図の前面に砂が置いてあるイメージ図がついておりますが、これはあく

までもイメージ図でございます。私どもとしては、きょうお話をさせてもらっているのは、護岸は安全なものにするということが第一条件で臨みたいと。それについての検討を護岸検討委員会、まあ仮称になるかと思えますけれども、そういうものを立ち上げた中で皆さんで議論していただいて、まず安全な護岸にするにはどうしたらいいかということを検討していただく。そのための最低限必要な調査を今回やらせてもらうということでございます。

護岸の前面に、例えばさらし場をつくるとか、砂を入れるということについては、その後でまた議論をしていただければと思います。護岸の前面海域の中に砂を入れるとか、干出域を増やすとか、いろいろな記述がいっぱい出ているかと思えます。その辺は今後トータル的に県としての再生計画をつくっていく中で見解が示されてくるのではないかと。私ども護岸を担当する者としては、安全な護岸を早急につくりたい、そのための調査をやらせていただきたいと。護岸の前面にさらし場をつくるとか、砂を入れるとかというのは、その後でまたどういうふうな格好で県が対応していくかということがおそらく示されてくるであろうと思っておりますので、そのようにご理解いただければと思います。

県（漁業資源課）

先ほど質問のありましたアオサについてお答えしたいと思います。

アオサについては、種類がはっきりわかっているのかということがありますので、平成15年度に実はアマモと同じように遺伝子解析をやりまして、三番瀬周辺に生えるアオサが、なかなか見た目だけで区別できるものとそうでないものと、変異が非常に多くて難しい部分があるということで、遺伝子解析等、押葉標本をつくったりして、昨年やってみました。やったところ、東京湾近辺には3種類のアオサが確認されております。これも、実際に採ってきて、これは何だと言われても難しい部分があるので、ことしの調査でもいちおうサンプリングはしますけれども、最終的には遺伝子解析でどういうアオサかを調べるということで考えております。

会場（C）

はい、いいですか。

会場（P）

私が……。

会場（C）

はい。私もさっきから10回ぐらい手を挙げているんだけど。まあ、いい、どうぞ。

会場（P）

きょう最初に参事の高柳さんの説明を聞いた中で、調査をするけれども、工事に着手するものではない、再生

会議を立ち上げたときに説明会をするんだとおっしゃいました。その再生会議をいつ立ち上げてくれるんですか。みんな待っているわけです。そして、その再生会議では、円卓会議で報告されてる案を遵守していただきたいと思います。そうすれば海岸保全区域がどうか、海を狭めないということがちゃんと書いてあるんですから、それを守っていただきたいと思います。

以上です。

県（河川環境課）

お答えはいいですか。

会場（P）

はい、再生会議はいつ立ち上がるんですか。

県（参事）

今、Pさんの質問と関連するんですけれども、ちょっと全体的に何人かの方から出されていましたがPさんの質問もそのとおりでございますけれども、まず再生会議を立ち上げて、その再生会議に県として今進めております再生計画を諮って、その再生計画の中に盛り込まれるべく個々の再生のための再生事業、個々の事業、そういうものについても再生会議において議論され、さまざまな意見が出され、それによって修正等を施しながら実施していくと、そういう考え方であること、これは全くそのとおりでございます。

きょうの説明会では、先ほどGさんでしたか、その全体像が見えないとおっしゃいましたが、そのとおりだと思います。それで、皆さん方の大方が心配されているのかもしれませんが、ただ、まだそこまで至ってないということもございます。その中で1つだけ、例えば市川護岸の改修の問題につきまして、説明とか答弁の中で言えないところがあったんですけれども、この調査を実施して、即工事をやるということではないんだと、最初私はそう申し上げました。これから個別の事業についても、この護岸についても円卓会議の小委員会でやっていったようなイメージを思い浮かべていただければよろしいのではないかなと思うんですが、県としてこういう考え方でこの事業を進めていきたいと、案を当然つくりますけれども、それについて学識経験者とか環境NPOの皆さんとか、漁業関係者であるとか、それに関係する人たち、一般市民の人たちも含めて、個別の事業についても公開の場で議論をする、そういうものを設けて、その上ではじめて護岸の工事の手法、それも最終的な形がいきなりかたまるということではなくて、「順応的管理」という言葉であらわされているように、トライアンドエラーの中でいいものを作っていこうと。最初の案をつくるにしても、公開の会議を設けて、その中で検討して方向性を定めると。そういうことを私どもはそういうことをこれからやっていこうとしているわけです。ですから、そのところを誤解しないでいただきたいと思います。

ただ、その方向性が定まっているのかというと、今の段階で定まっているわけではないんです。まずそのところを誤解されないようお願いしたいんですけれども、ですから個別の検討組織もなるべく早く立ち上げたい

と考えております。個々のそれぞれの事業について、すべてではございませんが、大きなもの、再生事業として重要なものについては、そういった公開の場で具体的な計画を練り上げていく。そういう過程を経て全体の県の再生計画をつくっていく。そういう考え方でいるということをご理解をしていただきたい。

今回説明しております調査につきましては、そういう方向性が定まったものではないけれども、現時点でこの場で今日お示ししているような内容のものについては、より基礎的な調査でございますので、これはぜひ進めさせていただきたいということで説明をしているわけですね。ですから、その先が決まっていて、その前段でやってしまうというものではないんだということをご理解いただきたいと思います。

それで、Pさんの問題に入りますけれども、では再生会議がいつ立ち上がるのかということにつきましては、これは今具体的な作業としましては、2回の準備会議が開催されております。その中でさまざまな意見をいただきましたが、まず準備会の結論としては、再生会議そのものを早く立ち上げるべきだと。ただ、そのための設置要綱を議論していくということで、そこに絞って第2回でその議論をしていただき、7点ほどの修正ということでもとめていただきました。現在、その修正作業をして関係するところにいろいろな問い合わせをしながら、あどとき素案と示しましたものを案として掲げ、再生会議の設置要綱をなるべく早い機会に定めたいと思います。

その要綱に基づいて、あの中に従来の円卓会議よりもさらに幅広い形で、委員として加わるべきだということで修正が施されましたので、それに基づいて要綱制定の後に、県として具体的な委員の選定作業に入りたいと思います。委員の選定作業を終えて、承諾をもらいましたら、なるべく早い機会に再生会議を立ち上げたいと、このように考えております。ですから、目に見えない部分が多うございますので、皆様方、大変不安になっていらっしゃると思いますが、そういう作業を今地道に進めております。

したがって、今、この時点でいつということをはっきり申し上げるわけにはいかない。と言いますのも、各分野でこういう人たちに委員になってもらいたいと、これからそういった作業をしますので、当然候補者の皆様のご都合等もございますので、それはいつまでに決めないといかんというふうには言えないのはそういう理由でございます。いずれにしても、なるべく早い機会に再生会議を立ち上げ、その再生会議に県としての再生計画全体像、それを補正する個々の事業、そういうものの策定作業を進めているわけですが、早くそういう形にもっていきたいと考えております。具体的な時期については申し上げられませんが、そういった努力をしているということをご理解いただきたいと思います。

会場（C）

いいですか。アマモなんですけれども、非常に面倒なこと、遺伝子とかなんとかいうことですが、どこかの団体が三番瀬のどこかでアマモの再生を手がけていますよね。あれには県の方は指導というか、関与する余地があるんですか。もしないんだとしたら、例えば私が勝手にあの辺でアマモの再生をやってもいいんですか。そういう心配をする必要がないのか、あるのか、お答えください。誰かが抜いちゃったという新聞記事があったよね。台風でなくなるわけではないものね。

会場（ ）

難しいなあ（笑）

県（水産課）

水産課です。これは純法律論だけしか言えないんですが、あそこの中の漁業権がある区域については、漁業権に影響を及ぼす行為は組合の同意が要ります。組合がアマモの増殖をしたいということになりますと、今のところ制約する法律はございません。ですので、それが組合の許可を得て植えたいということであれば、その場所は可能です。それか仮に遺伝子解析とか、そういう事前手続きがなかったとしてもですね。これは純法律的で、生物的にいいとか悪いとかいう話ではなくてですね。

会場（C）

そうすると、漁業組合員さんがオーケーすれば私がやってもいいんだ。

県（水産課）

はい。

会場（C）

例えば南極や北極が持ってきてやってもいいわけ。

県（水産課）

はい、そういうことになります。純法律的なもので、社会的な、今の生態系の攪乱とか、そういうものを抜きにしまして、純法律的な意味合いだけでいきますと。今の感じでいきますと。

会場（C）

それを指導する方針とか、そういうことはお考えではないですね。

県（水産課）

それは表通りではやっておりませんが、私どもが今までの組合とのおつき合いの中で、例えば外国産の種苗を持ってくるとか、そういう形では絶対にやってくれるなという指導はしております。

会場（C）

あくまでも指導ね。

県（漁業資源課）

申しわけないんですけども、今言ったような極論でやっていきますと、どこのアマモでも持ってきてしまうということになりますと、やはり生態的に混乱してきますので、いちおう来年の事業になりますが、県内のアマモ場の調査をしまして、国が中心になってやるんですが、そういうものをやりまして、もし植えるときは遺伝子的に一番近いものを植えるという形で指導していくことになるかと思います。

司会

ちょっとお願いがございます。この会場は6時から8時の予定でございますが、大幅に過ぎておりまして、もう9時になろうとしておりますので、申しわけないんですが、お2人ぐらいに限らせていただいてご質問、ご意見をいただきたいと思っております。今、お3人の方の手が挙がっておりますが、そういうことでよろしいでしょうか。時間の制約がございますので、ぜひお願いしたいと思っております。

それでは、3～4人ぐらいの方、今まで発言されてない方をお願いしたいと思っております。4人ということですので、その4人に限らせていただきたいと思います。会場の都合で申しわけないんですが。

会場（D）

発言者として、この締めくくりをどうしていただけるかということはちゃんと伺いたいんですよ。

司会

ですから、ご意見をちゃんと伺うことにいたしますので。

会場（Q）

船橋のQと申します。何点が教えてください。

まず、再生推進室に伺いたいのですが、モニタリング調査の委託事業、NPOとなっていますけれども、これは狭義の意味でNPOというのを使っているのでしょうか。それから、県土整備部さんに、これは屋上屋を重ねるようで申しわけないんですが、きょうお話を聞いていて、護岸の形態そのものについても、石積み護岸の部分についても、準備会の時にはもう、県土整備部さんとしてはこれで決定だよというふうなニュアンスに聞こえましたが、きょうのお話の中ではそうではないんだというふうに受け取ってよろしいのかどうか確認をさせていただきたいと思っております。

それから、遅刻して来ましたので、重なっていたらごめんなさい。1ページの1の2、予算の5,000万円というのはどういう中身なのか。国の助成が関係しているのか、関係しているとすれば、17年度においてはそれがどういうことになっていくのかということをお願いしたいと思います。

あとは感想を言わせてください。30メートルという幅のとり方について、円卓会議を傍聴しておりまして、幅を持つということは確かに出ていたと思っておりますけれども、こういう風に7メートル、海側23メートルという形に

なるものだとは思っていませんでした。

どうもありがとうございました。

県（三番瀬再生推進室）

一番最初のモニタリングの関係でございますけれども、狭義のNPOというご質問は、認証をとった方かどうかということですか。

会場（Q）

はい。

県（三番瀬再生推進室）

それに限っておりません。「認証」という言葉が使われず、皆様環境NPOとして、自己申告として何か活動をしていますという方すべて対象として考えております。認証の取得が必須ということではございませんので、どしどし応募いただければと思います。

県（河川環境課）

護岸の関係でございますけれども、先ほど護岸の何が決まったというふうにおっしゃっていますか。

会場（Q）

石積み護岸。

県（河川環境課）

わかりました。けっして決まったということではなくて、石積み護岸が円卓会議から提案されているということでございますので、これを全て含めて今後、検討委員会で検討されていくということになるかと思えます。

会場（Q）

再生委員会ではなくて。

県（河川環境課）

再生会議と連携する護岸検討委員会をこれから立ち上げていかなくちやいかなと思っていますけれども、その中で検討されていくと思っていただいてもよろしいと思います。

それから、5,000万円のお話ですが、5,000万円は平成16年度の予算ということで、国の補助金もいただきまして、予算がついております。本日の3調査について調査に入らせていただきたいというご説明をさせていただきます。

ましたけれども、このほかにもメニューがいろいろございます。ただ、護岸の構造はある程度決まっていなくて、検討に入れないものがございますので、当面、この3つ、いわゆる護岸の構造を検討していただくための調査ということで、今回、皆さんに説明しているわけですが、このほかにもまだメニューがいっぱいございます。

ある程度護岸の断面が皆さんから提案されてきますと、その護岸が安全なものかどうか、先ほどおっしゃいましたけれども、石を積んだときにどうなるのか、いろいろな検討がこれから必要になってくると思います。水がどういうふうに動いてくるとか、護岸が最終的に矢板が腐食しているわけですので、その砂が漏れたらどうするんだとか、まだまだいっぱい必要な検討がございます。ですから、平成16年度の予算ですべての調査が終わるといってもございません。私どもとしては護岸の工事が最終目的でございますので、それまでに予算の確保を努力して、また国の方にもお願いしていくという気持ちであります。県の予算も確定ではございませんし、国の方も来年度の予算の手当をしていただけるように要望していきたいというところでございます。

会場（Q）

早くその具体的な形をつくらないと国の方からお金がとれないということではない。

県（河川環境課）

確かにそのようなことを言われることもあろうかと思いますが、最大の努力をして、一刻も早く再生会議を立ち上げていただきまして、護岸の構造について検討していただけるような場ができることを私どもは切に願っております。それに向かって、県、特に再生推進室が中心に努力していただいておりますので、この辺の事情を国に事務局から説明して行って、継続的な調査をやっていけるようお願いしてまいりたいと考えております。

会場（Q）

その点なんですけれども、再生のための工事であるということを国にもよくよく説明していただきたいと思っております。よろしく願います。

会場（R）

埼玉からきましたRと申します。生物調査のことで1つお聞きしたいと思っております。

先ほど、「予算がとれたら来年もいたしますとおっしゃいましたけれども、その辺は、私はあなた方の感じとは逆ではないか」と思います。3年間、生物調査をしますとか、5年間しますとか、決めた上で予算をとりにかかるのが本筋ではないかと思っております。すべからくそういうふうに計画的であるはずで、この再生会議の資料もそういう趣旨になっているはずで、

同じように、先ほど再生会議がいつ行われるかわからないとおっしゃった。3月から10月まで6カ月間ありました。どうしていたんだらうなという気持ちもありますけれども、努力されたんだと思います。そういう意味では、逆に再生会議で6カ月じっくりと検討されることにも理解があっというんじゃないかと思うんです。きょう

の会議は非常に重要ではございますけれども、いっそのことご破算にして、再生会議で十分にご議論なさったらいかがかとお思います。いかがでしょうか。

県（三番瀬再生推進室）

最初に、予算がとれたら生物調査を来年云々ということにつきましては、先ほど来お話ししておりますように、NPOのモニタリング委託調査につきまして、昨年もお願いをしたところ3件しかなくて、そのうち1件しかお願いができなかったんですが、ことしはまた皆様方とお話をしたの取り組みになろうかと思いますが、皆様方からのご要望がなければ、なかなか予算としてはとりにくいかと。モニタリングにつきましては、冒頭でお話いたしましたけれども、専門家による全体のモニタリング計画、モニタリング対策をどうするかという議論をしていただいた上での検討になると思います。

ですから、私が申し上げました来年度云々というところにつきましては、昨年、ことし2年引き続きやらせていただきたいということで、NPOの方々にご協力いただけませんかということでご提案をしている調査の内容でございます。三番瀬全体のモニタリングは、繰り返しになりますが、三番瀬のモニタリング体制、全体をどうしていくかと、3年から5年という周期ぐらいでモニタリングをしていくべきではないかというご提案をいただいておりますので、そういったものをベースに検討していただいた上で決めていくということを考えております。

会場（R）

決めてないということですね。

県（三番瀬再生推進室）

今は、総合解析の中でご提案をいただいているものがベースになります。ですから、まだ決まってないということです。

会場（R）

やる気はある？

県（三番瀬再生推進室）

ご提案いただいておりますので、モニタリング体制を固めたとか、それから、こういう項目についてモニタリングを進めてくださいというご提案をいただいたわけでございますので、それに沿って進めたいと担当としては考えております。

会場（R）

わかりました。

県（河川環境課）

再生会議を立ち上げてからすべて動くべきではないかということかと思えますけれども、これはきょう説明した調査全部についてということでございましょうか。全部についてそうすべきだというご意見でしょうか。

会場（R）

全部とはどういうことですか。

県（河川環境課）

きょうご説明した調査のすべてについて、再生会議が立ち上がってからやるべきだというご意見たというふう
に伺ってよろしいですか。

会場（R）

もし、千葉県さんがそうお考えなら、そうなんですかと言っているんです。

県（河川環境課）

いいえ、私の方で確認をさせていただいているんです、お答えするのに。

会場（R）

むしろ私の質問に答えていただいた方がいいと思うんですが。

県（河川環境課）

それでは、全体ということで私は理解をさせていただきます。きょう説明をした調査の内容全体について、再生会議に諮ってからやるべきであると、そのようなご意見ということでお答えをさせていただきます。

再生会議がすぐ立ち上がってということであるならば、その見通しがはっきりするまで待つということもあるのかもしれませんが、今の時点では、先ほど申しましたけれども、具体的にいつというのがまだ申し上げられないわけですが、私どもが努力していることは理解していただきたいと思います。なるべく早い機会にたち上げたいと考えております。

それから、冒頭でお話申し上げましたように、きょうご説明した調査の内容そのものにつきましても、繰り返しくなりましても、再生会議が立ち上がりましたら、もう一度そこにこの内容等について再生会議から意見をいただいて、そこで修正等の必要があれば修正をするということで考えております。

それでよろしいでしょうか。

会場（S）

市民のSと申します。重複することもあります、2つあります。

生物調査のところ、ここにはイソギンチャクとかゴカイとか並んでいるんですけども、先ほど市民の方が応募したときに、マニュアルにはまってない部分があるというようなお話を伺って、例えばこれ以外に私たち市民が調べたときにアナジャコとか違った生物がいるわけなんです、そういう部分、ここに出ているだけ、でなさると解釈するのでしょうか。ほかにも調査なさるのか、そこを確認したいと思います。

それから、下の波の解析のところ「背後のまちづくりなどに配慮し」となっているんですけど、埋立てない、海をこれ以上狭めないというところから始まって、一番やっぱり海を再生することが主体で、その中に生きている生物の調査が先決問題だと思うんです。まちづくりに配慮してというのは、三番瀬が埋め立てないとなってからまちづくりの計画も出てきたと思うので、まず生物とか三番瀬の再生を主に置いて、それからまちづくりという形に本来はなるのではないかなと思うんですけども、その辺いかなものでしょうか。先ほど護岸を30メートル間隔にして出すというお話があったので、そここのところこだわってまいりますので、そこを確認したいと思います。

県（河川環境課）

生物の調査の種類でございますけれども、「等」という字がついているとおり、私どもが調査する方法でとられたものはすべているんなところに記録しますし、調査対象とすることは当然でございます。

それから、先ほど30メートルというお話がありましたが、30メートル設定したから30メートルのところすべて構造物をつくるということではございません。これからつくろうとする護岸の具体的なタイプというのは、これから設置されるであろう護岸検討委員会の中で検討されていくわけでございますので、その点につきましては、検討委員会の中で具体的に検討されていくということをご理解しておいていただきたいと思います。

まちづくりは後から入ってきたというお話もありましたけれども、円卓会議の中で市川の塩浜護岸も改修しなくてはいけないということは、高さも低い、護岸も老朽化している、1年に一遍程度きた台風で波を被ってしまうと、背後の工場地帯にも波が及んでしまう危険な状態だと。ですから、安全なところにしていただきたいという、この趣旨は円卓会議、そして、提出された再生計画案の基本的な考え方、これについて皆さんご理解いただけたと思います。その趣旨を十分踏まえまして、これから三番瀬の再生にもこれから寄与できる方法がどんなものがあるのだろうかということを、検討委員会の中で皆さんで考えていきたいと思いますので、その進め方についてご理解いただきたいと思います。

会場（T）

船橋のTです。

4ページのボーリング調査についてお聞きしたいと思います。9月1日から4月30日くらいまで、何年前までは調査とかボーリングとかは、護岸工事はしなかったんです。ここ何年かそういう調査をするんですけども、

そういうのは明確な記載はあるんですか。

それから、このボーリング調査自体、いつごろやる予定でいるんでしょうか。

県（河川環境課）

3番目の調査の時期というところには、関係機関との調整が整い次第と。ボーリングにつきましても、先ほど申しましたように、岸壁から4メートルぐらい張り出した足場の上を施工するというところでございますので、海の上の施工ということでございます。海の上で作業するには、保安庁の手続きとか、そこで生計を営んでいる漁業者の方たちがいるわけでございますので、関係する方たちの理解を得てから、早めに着工したいと。今申し上げられるのはそこまででございます。

ですから、皆さんの理解を得られる努力を進めたいというところでございます。

司会

では、最後に、手を挙げていらっしゃる方、お1人。

会場（U）

護岸のことで、先ほどまず護岸をつくるために調査をやって、砂の部分は後でやるんだというお話が出ました。再生計画案では、石積み傾斜護岸をつくって、あわせて干出域をつくりたいんだということで、まさに再生事業という形で出ているんだと思います。その中でどうして護岸だけ先行するのか、調査であっても。その後で干出域を出すとかいろいろイメージ図があるわけで、これを後から調査しても、これは全体として調査しなければ、護岸のところはどういうふうになるかというのはわからないだろうと思うんですね。

ましてや少ない予算の中でやるとすれば、ここだけやって、後になってまた同じような項目でもってやるとか、区域が違うだけですから、護岸部分と監視の区域を仮に入れるとしても。そういう調査の方法は本当に費用の無駄だと思うし、実際に調査項目も大分違いますし、それによって影響の評価もいろいろ変わってくると思うんですよ。だから、そういうことはやらないで、再生事業としてモニタリング体制を見た上でやはりやるべきじゃないかと思うんです。

護岸だけ先行するというのは、そういう点でやはり片手落ちだと思うんですよ。先ほど意見が出ているように、検討委員会で再生事業という形で、目的とか規模とか、調査の方法とか、全体としての計画を出していただいて、それからやるべきだと思うんです。そういうふうにぜひ検討していただきたいと思います。

県（河川環境課）

今回調査を進めようとしているものは、今おっしゃいました干出域とか砂のことにに関して、けっして私どもは手戻りになるとは思っておりません。今後、検討が進むときにまた必要な調査を、それはそれで私は恐らくダブることはないんじゃないかと思います。ただ、先ほど私は護岸のことを先に決めていきたいと言いましたけれど

も、検討委員会でどのような進め方、いわゆる検討をしていこう、どんな手順でやっていこう、何と何を護岸検討委員会でやっていこうというのは、検討委員会の座長とか委員の皆様方にお諮りして総枠が決まってくるものと私は思っております。ただ、私ども、護岸を管理している立場の意見として、あそこが危険なんだという背後の人たちの声もございます。先だって台風が来たときにも、護岸から水が出ているとか、前と比べて悪くなっているというような意見も寄せられました。そのような中で、現在、護岸にかかわる立場の人間としてこれは早急に進めるものだと、責任を持って解決していくべきものだと。背後に営みを持っている人たちのためにも、安全なものを急いでやるべきだという気持ちからこの調査を進めたいというふうに説明させていただいておりますので、手戻りのないような形で進めていきたいと考えておりますので、ご理解いただきたいと思っております。

県（参事）

それでは、大分時間も経過しておりますので、大変ありがとうございました。本当にいろいろな意見を頂戴いたしました。特に個々の調査の進め方等については確かに考慮すべきところがあると私も感じております。

繰り返しになりますが、本日の説明会でご説明いたしました調査についての私どもの考え方としましては、今、護岸について説明がございましたように、基礎的な調査ということで、将来、どういう護岸をつくるのかという方向性が定まってから調査をやるというものではないということを重ねてご理解のほどをお願いしたいと思います。

これも繰り返しになりますが、なるべく早く再生会議を立ち上げ、そこでモニタリング体制の話も出ておりますし、全体的なモニタリング体制も構築していかなければいけないということで、再生会議の要綱案には、評価委員会を設けて、モニタリング等全体の再生事業についての評価とか、三番瀬全体の海域等についての評価ができるような組織も立ち上げていきたいということが盛り込まれておりますので、そういうものを早く立ち上げて具体的に進めていきたいと考えております。

従いまして、まだ時期は定かではないんですけれども、なるべく早い時期に立ち上げて、きょうご説明した内容についても再生会議にもう一度お諮りして、必要な修正を施ししながら、継続的に調査を進めていきたいと考えておりますので、重ねてご理解のほど賜りますようお願い申し上げます、本日の説明会はこれもちまして終了させていただきたいと思っております。

本日はまことにありがとうございました。

- 了 -